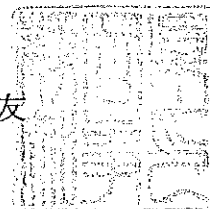


環 自 第 153 号
令和 8 年 6 月 5 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県知事 鈴木 康友



狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について（諮問）

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 12 条第 6 項（狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定）において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、別記のとおり諮問します。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について

(環境局自然保護課)

1 鳥獣保護区等の指定の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(12、15、28、29、35条)、第13次鳥獣保護管理事業計画

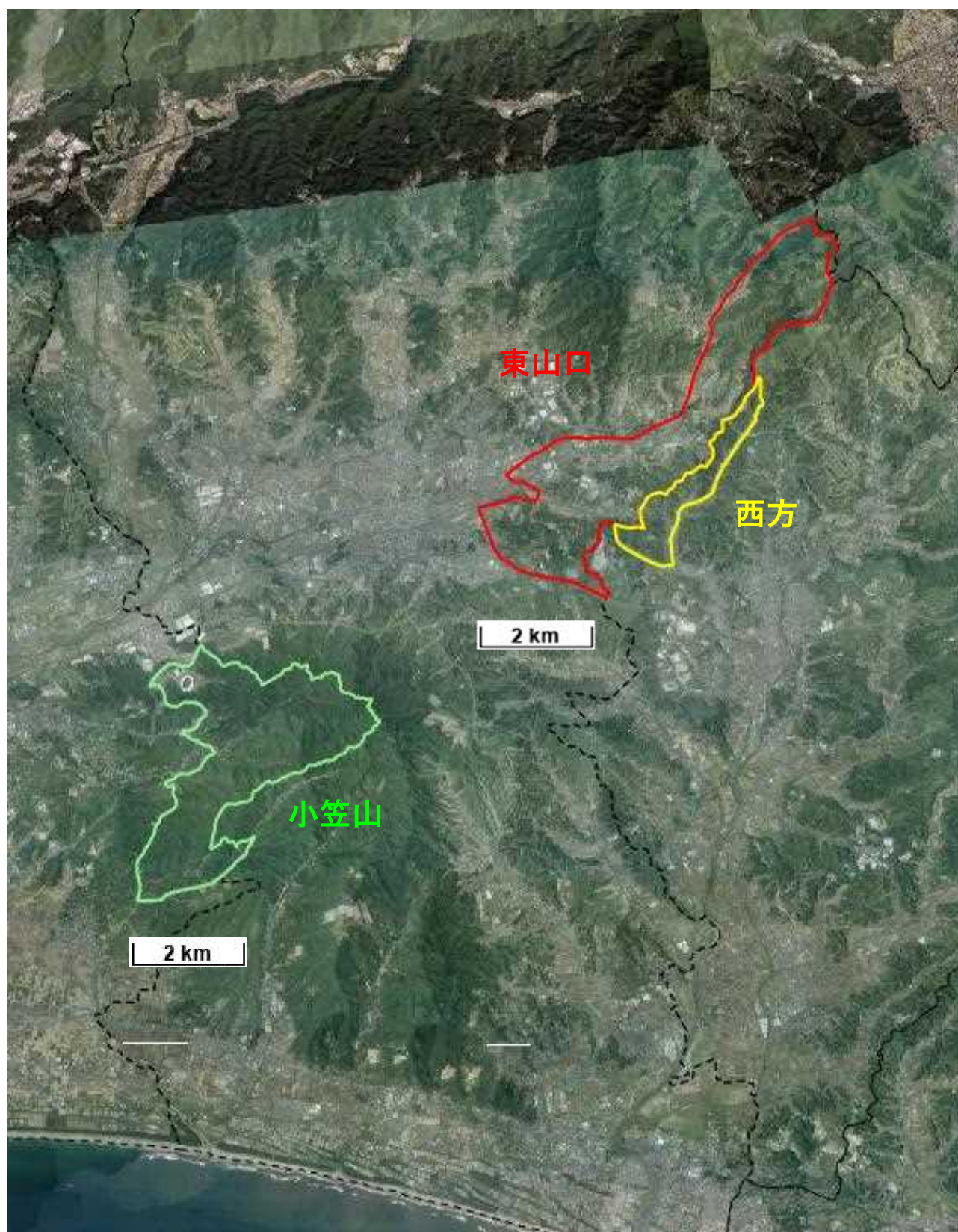
2 各鳥獣保護区等の区域の概要

区域区分	区域の概要	審議会案件
鳥獣保護区 (28条)	鳥獣の保護を図るために重要と認める区域で、狩猟が禁止される。また、区域内の土地等に関し、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設(営巣、給水等)の設置について、受忍義務が発生する。	○ (新規、区域拡大)
特別保護地区 (29条)	鳥獣保護区内で、特に鳥獣保護を図る必要があると認められる区域で、一定の行為(工作物の設置・立木の伐採等)が制限される。	○ (新規、再指定)
狩猟鳥獣(加害鳥獣を除く)捕獲禁止区域 (12条)	鳥獣の保護と農林業被害対策としての捕獲を両立させる区域で、イノシシ、ニホンジカ等加害獣の猟期での狩猟を認める区域。	○ (新規、再指定)
特定猟具使用禁止区域 (35条)	銃器やわなの特定猟具による危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域。	—
指定猟法禁止区域 (15条)	鳥獣保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとする猟法(本県では、鉛散弾の使用)を禁止する区域。	—

3 県内の狩猟鳥獣(加害鳥獣を除く)捕獲禁止区域

名 称	面積(ha)	期間	市 町
東山口(イノシシ・ニホンジカを除く)	1,350	R5.11～R8.10(3年)	掛川市
西方(イノシシ・ニホンジカを除く)	193	R5.11～R8.10(3年)	菊川市
小笠山(イノシシ・ニホンジカを除く)	888	R5.11～R8.10(3年)	袋井市
桜木西郷(イノシシ・ニホンジカを除く)	1,641	R6.11～R9.10(3年)	掛川市
4箇所	4,072		

東山口・西方・小笠山
狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域



1 東山口狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
- イ 区 域：掛川市の東部に位置し、東山口地区、日坂地区、満水地区等からなる区域
- ウ 面 積：1,350 ヘクタール
- エ 存続期間：令和8年11月1日から令和11年10月31日まで（3年間）
- オ 概 要：林野が7割近くを占めている豊かな自然に恵まれた地域であり、鳥獣の生息の好適地である。また、つま恋リゾートや旧東海道等、自然と文化の両面を合わせ持ち、自然散策などにも利用されている地域である。
- （生息する主な鳥獣）
- 鳥類：キジ、ヤマドリ、コガラ、シジュウカラ等
- 獣類：イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等
- カ 経 緯：昭和46年 鳥獣保護区に指定
平成23年 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替え
以降、3年ごとに再指定

(2) 指定の理由

イノシシ、ニホンジカによる農業被害が依然として多いことから、鳥類等の小動物の生息環境の保護と農業被害軽減を図るため、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域として再指定する。

(3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去3年）

- ア 有害鳥獣捕獲許可件数
16件
- イ 加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）
イノシシ（茶、竹の子、いも類、野菜等）
ニホンジカ（水稻、豆類、果樹、野菜等）

2 ^{にしかた} 西方狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
- イ 区 域：菊川市北西部に位置し、公文名地区、沢田地区、島川地区、田ヶ谷地区等からなる区域
- ウ 面 積：193 ヘクタール
- エ 存続期間：令和8年11月1日から令和11年10月31日まで(3年間)
- オ 概 要：本区域は、キジ、ヤマドリを始めメジロ、ホオジロ等の小鳥類が多数生息している。区域内には住宅及び農地が散在していることから、鳥獣の保護に加え狩猟に伴う事故の防止も求められている。
- (生息する主な鳥獣)
- 鳥類：キジ、ヤマドリ、コガラ、シジュウカラ等
- 獣類：イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等

- カ 経 緯：平成元年 鳥獣保護区に指定
平成23年 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替え
以降、3年ごとに再指定

(2) 指定の理由

イノシシ、ニホンジカによる農業被害が依然として多いことから、鳥類等の小動物の生息環境の保護と農業被害軽減を図るため、引き続き狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域として再指定する。

(3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去3年）

- ア 有害鳥獣捕獲許可件数
12件
- イ 加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）
イノシシ（水稻、茶、竹の子、いも類、野菜等）
ニホンジカ（水稻、果樹、野菜等）

東山口・西方 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域



3 小笠山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
 イ 区 域：袋井市東部の小笠山周辺地域
 ウ 面 積：888 ヘクタール（以前の「小笠山鳥獣保護区」の袋井市部分）
 エ 存続期間：令和 8 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで（3 年間）
 オ 概 要：本区域は、自然環境の保全された緑豊かな丘陵地で、キジ、ウグイス、ヤマガラ、メジロ等の鳥獣が繁殖、生息するため良好な環境条件を備えている。

（生息する主な鳥獣）

鳥類：キジ、ウグイス、メジロ、ヤマガラ等

獣類：イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等

- カ 経 緯：昭和 55 年 鳥獣保護区に指定
 令和 2 年 狩猟鳥獣捕獲禁区域に指定替え

(2) 指定の理由

イノシシ、ニホンジカによる被害が増加している状況であることから、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るため、引き続き狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域として再指定する。

(3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去 3 年）

- ア 有害鳥獣捕獲許可件数
 13 件
 イ 加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）
 イノシシ（茶、柑橘類、竹の子、芋類、野菜等）
 ニホンジカ（水稻等）

小笠山 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域



狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について

令和 8 年 7 月 10 日

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課

説明内容

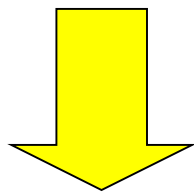
- 1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要
- 2 諮問事項
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定
- 3 今後のスケジュール

種 類	概 要	県内設置数
鳥獣保護区	・鳥獣の保護を図るために重要と認める区域 ・狩猟は禁止される（有害捕獲、管理捕獲は可能）	105箇所
鳥獣保護区 特別保護地区	・鳥獣保護区内で、特に鳥獣保護を図る必要があ る区域 ・工作物の設置・立木の伐採等が制限される	4箇所
狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	・鳥獣の保護と農林業被害対策としての捕獲を両 立させる区域 ・イノシシ・ニホンジカ等加害獣の猟期での狩猟は 認める	4箇所 ※今回諮問 3箇所
特定猟具（銃） 使用禁止区域	危険の予防並びに静穏の保持のため、特定猟具 （銃）を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域	105箇所
指定猟法禁止区域 （鉛製散弾の使用禁止）	鳥獣保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認 める猟法（本県では鉛散弾の使用）を禁止する区域	1箇所

鳥獣保護区等の区域の区分

区 分	鳥獣保護区 （特別保護地区）	狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	特定猟具（銃） 使用禁止区域	指定猟法 禁止区域	一般区域
目 的	鳥獣の保護 （生息地の保護）	鳥獣の保護	危険の予防 静穏の保持	鳥獣の保護 （鉛中毒の防止）	—
指定期間	原則10年	3年程度	原則10年	無期限	—
捕獲が 行える 期間	禁 止	猟期3か月 （11月15日 ～2月15日）	猟期3か月 （11月15日 ～2月15日）	猟期3か月 （11月15日 ～2月15日）	猟期3か月 （11月15日 ～2月15日）
狩猟 （狩猟鳥獣が 対象）	×	△ （特定の狩猟鳥獣 のみ狩猟可）	○	○	○
地形改変等 行為	（特別保護地区） 工作物の設置、伐採 等を制限	—	—	—	—

- ① 鳥獣の保護・静穏な環境維持
(キジ、ヤマドリ、コガラ、シジュウカラ 等)
⇒ イノシシ・ニホンジカ以外の鳥獣は保護される
- ② イノシシ・ニホンジカ被害対策
⇒ 狩猟により、イノシシ・ニホンジカ被害対策の
効果が期待される



鳥獣保護とイノシシ・ニホンジカ被害対策の両立

2 諮問事項

狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域の指定

- (1) 東山口狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域
(掛川市)
- (2) 西方狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域
(菊川市)
- (3) 小笠山狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域
(袋井市)

東山口及び西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

（１）東山口【再指定】

位 置：掛川市東部に位置

面 積：1,350ha

存続期間：令和8年11月1日から
令和11年10月31日まで

（２）西方【再指定】

位 置：菊川市北西部に位置

面 積：193ha

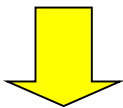
存続期間：令和8年11月1日から
令和11年10月31日まで

東山口・西方 位置図



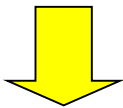
【指定経緯】

昭和46年（東山口）、平成元年（西方）に鳥獣保護区として指定



イノシシ被害の増加

平成23年より狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域に指定



平成26年以降、3年ごとに再指定

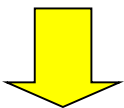
掛川市・菊川市から再指定の要望

●地元住民（部農会、自治会）

⇒ イノシシ・ニホンジカの被害が減少していないので、このまま狩猟による捕獲を続けたい

●地元猟友会

⇒ 区域内ではイノシシ・ニホンジカの足跡やヌタ場が依然として多く認められる



引き続き、狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域として指定

東山口・西方の有害及び狩猟の捕獲頭数

【イノシシ 有害及び狩猟捕獲頭数】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有害	26	36	83	91	95	97
狩猟	39	34	16	26	23	23

【ニホンジカ 有害及び狩猟捕獲頭数】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有害	1	2	6	20	22	25
狩猟	4	15	12	4	9	10



こすりつけによる果樹皮剥ぎ



電気柵設置状況

※主な被害作物等

水稻、茶、たけのこ、芋類、野菜、豆類、果樹 等

狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の指定

小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

(3) 小笠山【再指定】

位 置：袋井市東部に位置

面 積：888ha

存続期間：令和8年11月1日から

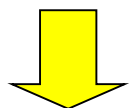
令和11年10月31日まで

小笠山運動公園（エコパ）



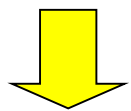
【指定経緯】

昭和55年に鳥獣保護区として指定



イノシシ被害の増加

令和2年度より狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域に指定



令和5年度に再指定

袋井市から再指定の要望

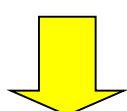
●地元住民（部農会、自治会）

⇒ 平成20年くらいから、イノシシ・ニホンジカの被害が増加している。

有害駆除など鳥獣被害防止対策を行ってきたが、被害が減らないため、
狩猟による捕獲もお願いしたい。

●地元猟友会

⇒ 区域内ではイノシシ・ニホンジカの足跡やヌタ場が依然として多く認められる。



引き続き、狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域として指定

【イノシシ 有害及び狩猟捕獲頭数】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有害	20	9	9	10	11	10
狩猟	9	5	9	16	9	2

【ニホンジカ 有害及び狩猟捕獲頭数】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有害	0	0	0	0	0	0
狩猟	0	0	0	0	0	0

加害獣による農業被害及び対策



イノシシによる掘り返し



農作物の食害

※主な被害作物等
水稲、茶、柑橘類、たけのこ、芋類、野菜 等

内 容	スケジュール
県環境審議会 諮問	6月5日
鳥獣保護管理部会 審議	7月10日
県環境審議会 答申	9月
県公報 告示	10月末まで
再指定 期間開始 ※狩猟期間 開始 (イノシシ・ニホンジカの狩猟)	11月1日

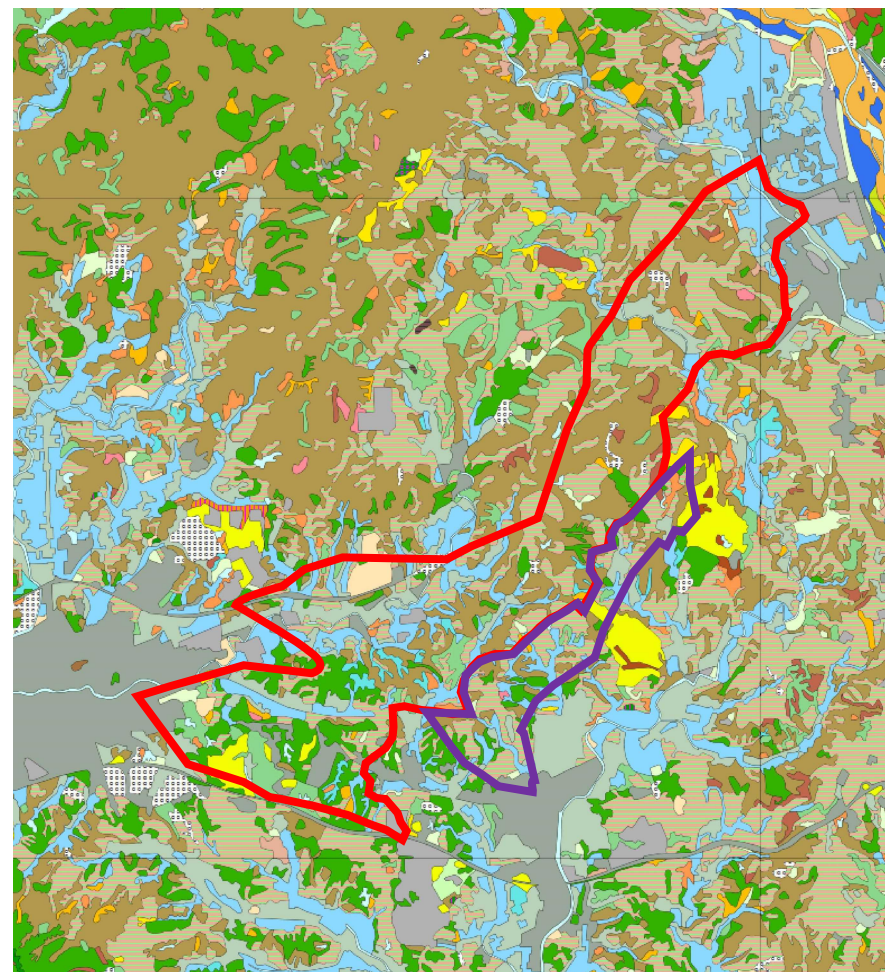
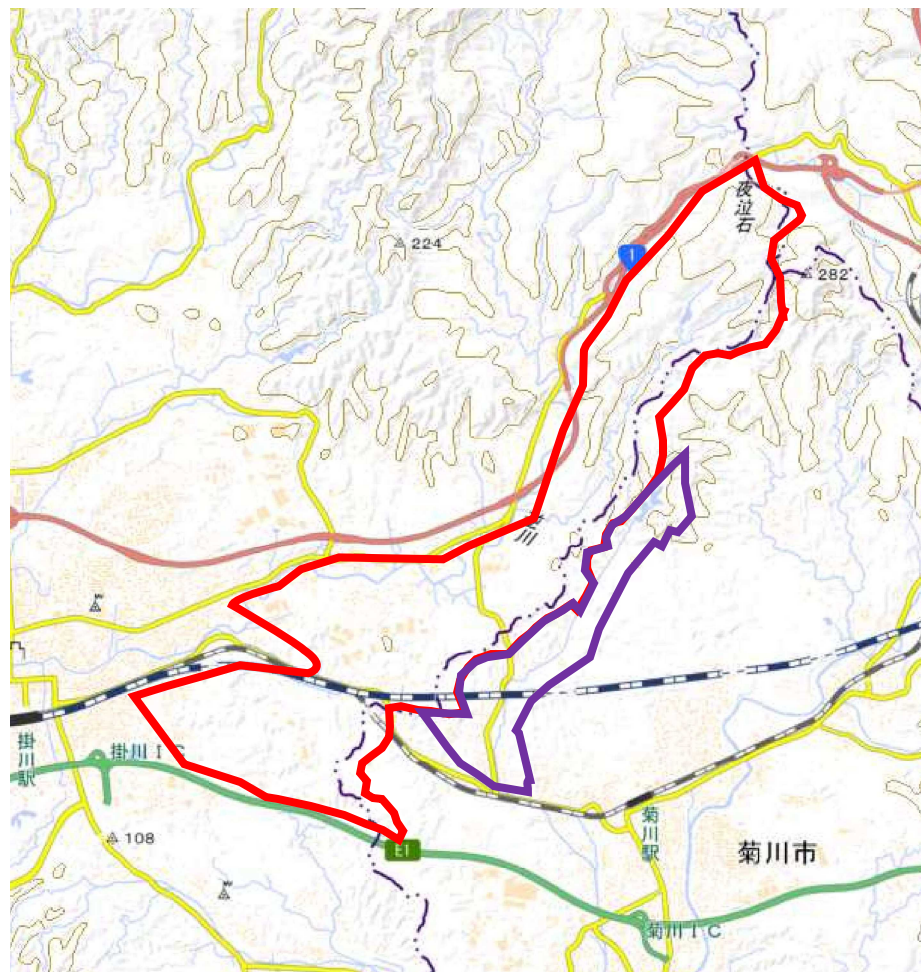
令和 8 年度
第 1 回 静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会
付属資料

【狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について】

植生図（19 頁）	資料 1
静岡県レッドデータブック 2019 掲載種（21 頁）	資料 2
イノシシ・ニホンジカ捕獲頭数及び目撃頭数（23 頁）	資料 3

東山口・西方狩猟鳥獣捕獲禁止区域 植生図(2万5千分の1)

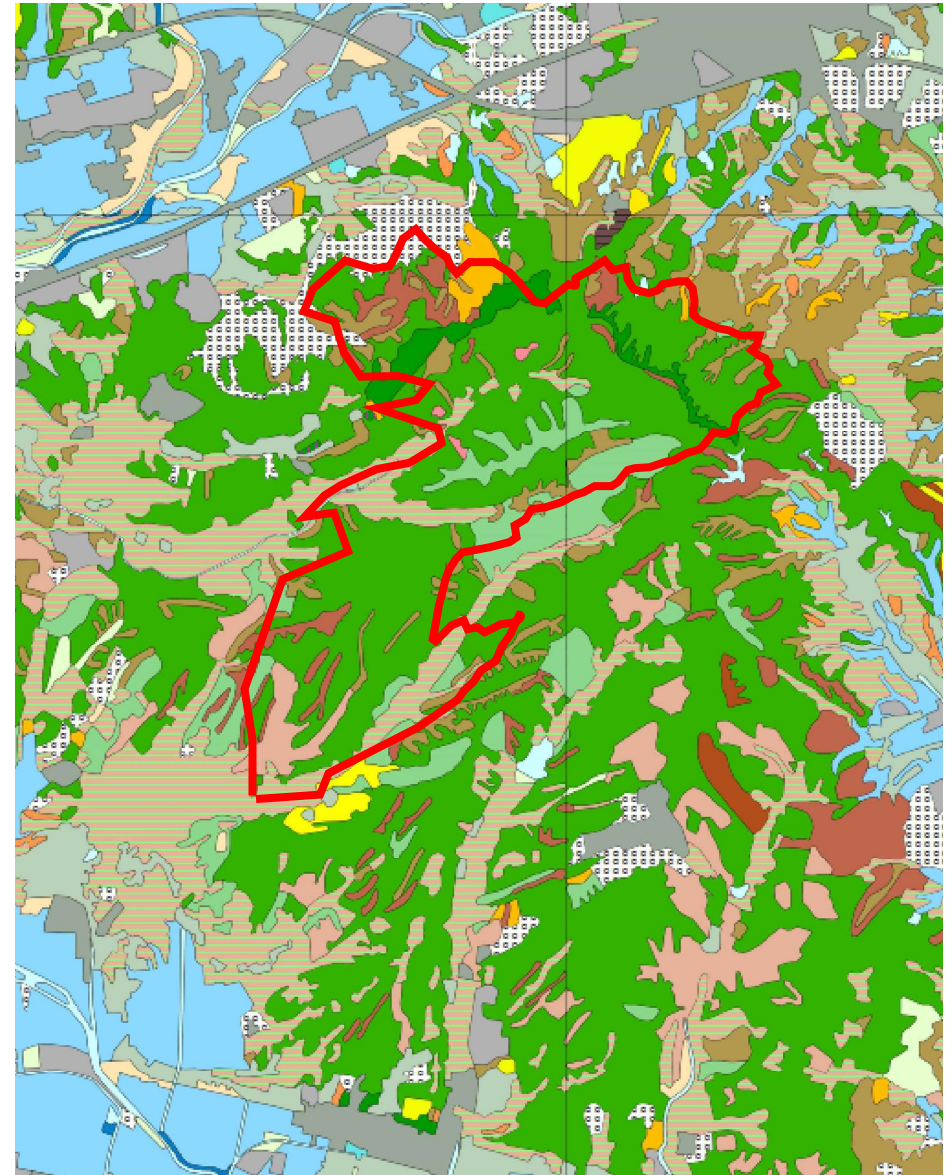
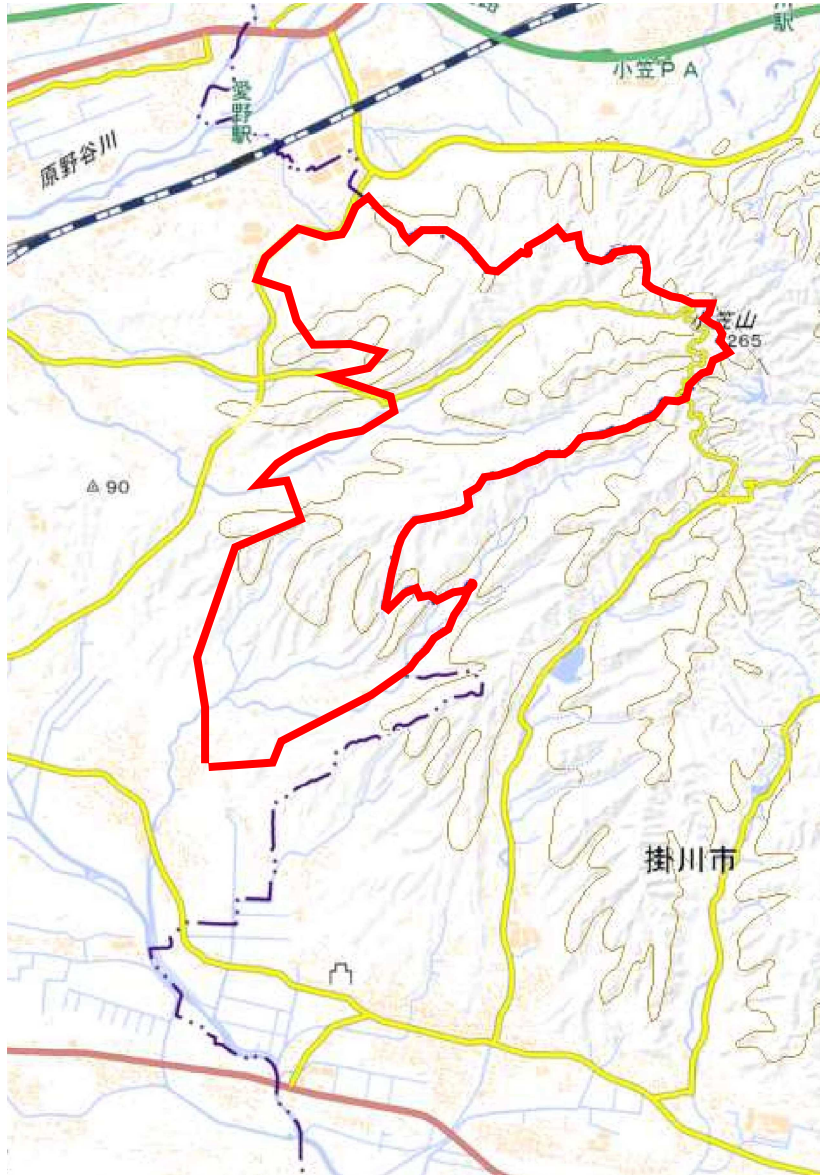
資料1



- | | | | |
|---------------------|-----------------|---------------|-------------|
| 540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 400100 シイ・カシ二次林 | 421900 アカマツ群落 | 570201 茶畑 |
| 570400 水田雑草群落 | 580101 緑の多い住宅地 | 550000 竹林 | 580600 開放水域 |
| | | | 580400 造成地 |

出典: 自然環境Web-GIS

小笠山狩猟鳥獣捕獲禁止区域 植生図(2万5千分の1)



- | | | | |
|---------------------|-----------------|---------------|-------------|
| 540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 400100 シイ・カシ二次林 | 422000 アカマツ群落 | 570201 茶畑 |
| 570400 水田雑草群落 | 580101 緑の多い住宅地 | 550000 竹林 | 580600 開放水域 |
| | | | 580400 造成地 |

【東山口・西方 狩猟鳥獣捕獲禁止区域】静岡県RDB2019確認種

哺乳類:2種

分類	科名	種名	静岡県カテゴリー	確認された時期	
				2003年以前	2004年以降
哺乳類	ネズミ	カヤネズミ	準絶滅危惧		●
哺乳類	リス	ムササビ	準絶滅危惧	●	
確認種数				1種	1種

鳥類:10種

分類	科名	種名	静岡県カテゴリー	確認された時期		
				1998年～2003年	2007年以降 (資料)	2009年以降 (現地)
鳥類	サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧ⅠB類			●
鳥類	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類	●		
鳥類	タカ	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	●	●	●
鳥類	タカ	オオタカ	準絶滅危惧	●	●	●
鳥類	フクロウ	アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類		●	
鳥類	フクロウ	フクロウ	準絶滅危惧	●	●	
鳥類	ツバメ	コシアカツバメ	絶滅危惧Ⅱ類		●	●
鳥類	チドリ	イカルチドリ	準絶滅危惧		●	●
鳥類	カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧	●		●
鳥類	キジ	ヤマドリ	準絶滅危惧	●		
確認種数				6種	6種	6種

出典：静岡県レッドデータブック2019【動物編】

【小笠山 狩猟鳥獣捕獲禁止区域】静岡県RDB2019確認種

哺乳類:4種

分類	科名	種名	静岡県カテゴリー	確認された時期	
				2003年以前	2004年以降
哺乳類	リス	ムササビ	準絶滅危惧	●	
哺乳類	リス	ニホンリス	要注意種 部会注目種	●	
哺乳類	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	準絶滅危惧		●
哺乳類	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	準絶滅危惧		●
確認種数				2種	2種

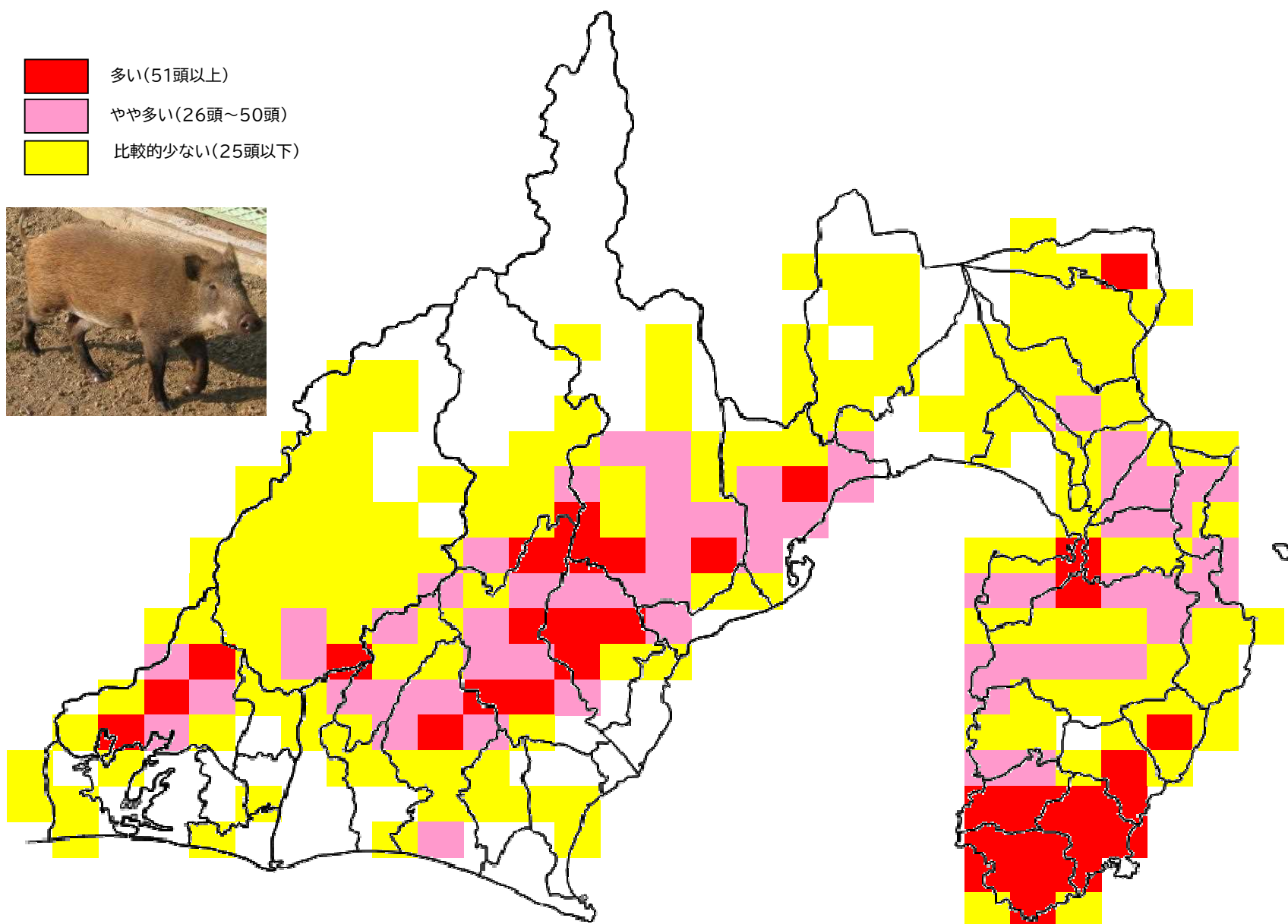
鳥類:20種

分類	科名	種名	静岡県カテゴリー	確認された時期		
				1998年～2003年	2007年以降 (資料)	2009年以降 (現地)
鳥類	サギ	ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠB類	●		
鳥類	シギ	ヤマシギ	情報不足		●	
鳥類	タカ	チュウヒ	絶滅危惧ⅠB類	●		●
鳥類	タカ	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類	●		
鳥類	タカ	ハイタカ	絶滅危惧Ⅱ類	●	●	●
鳥類	タカ	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	●	●	●
鳥類	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類			●
鳥類	タカ	オオタカ	準絶滅危惧	●	●	●
鳥類	タカ	ハイイロチュウヒ	要注意種 分布上注目種等	●		●
鳥類	ハヤブサ	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	●	●	●
鳥類	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	要注意種 部会注目種		●	●
鳥類	フクロウ	コミズク	絶滅危惧ⅠB類			●
鳥類	フクロウ	フクロウ	準絶滅危惧	●	●	●
鳥類	サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧ⅠB類	●		
鳥類	センニュウ	オオセッカ	絶滅危惧ⅠB類			●
鳥類	ホオジロ	コジュリン	絶滅危惧Ⅱ類			●
鳥類	カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧	●	●	●
鳥類	ミサゴ	ミサゴ	要注意種 部会注目種	●		●
鳥類	ツバメ	コシアカツバメ	絶滅危惧Ⅱ類			●
鳥類	チドリ	イカルチドリ	準絶滅危惧		●	
確認種数				12種	9種	15種

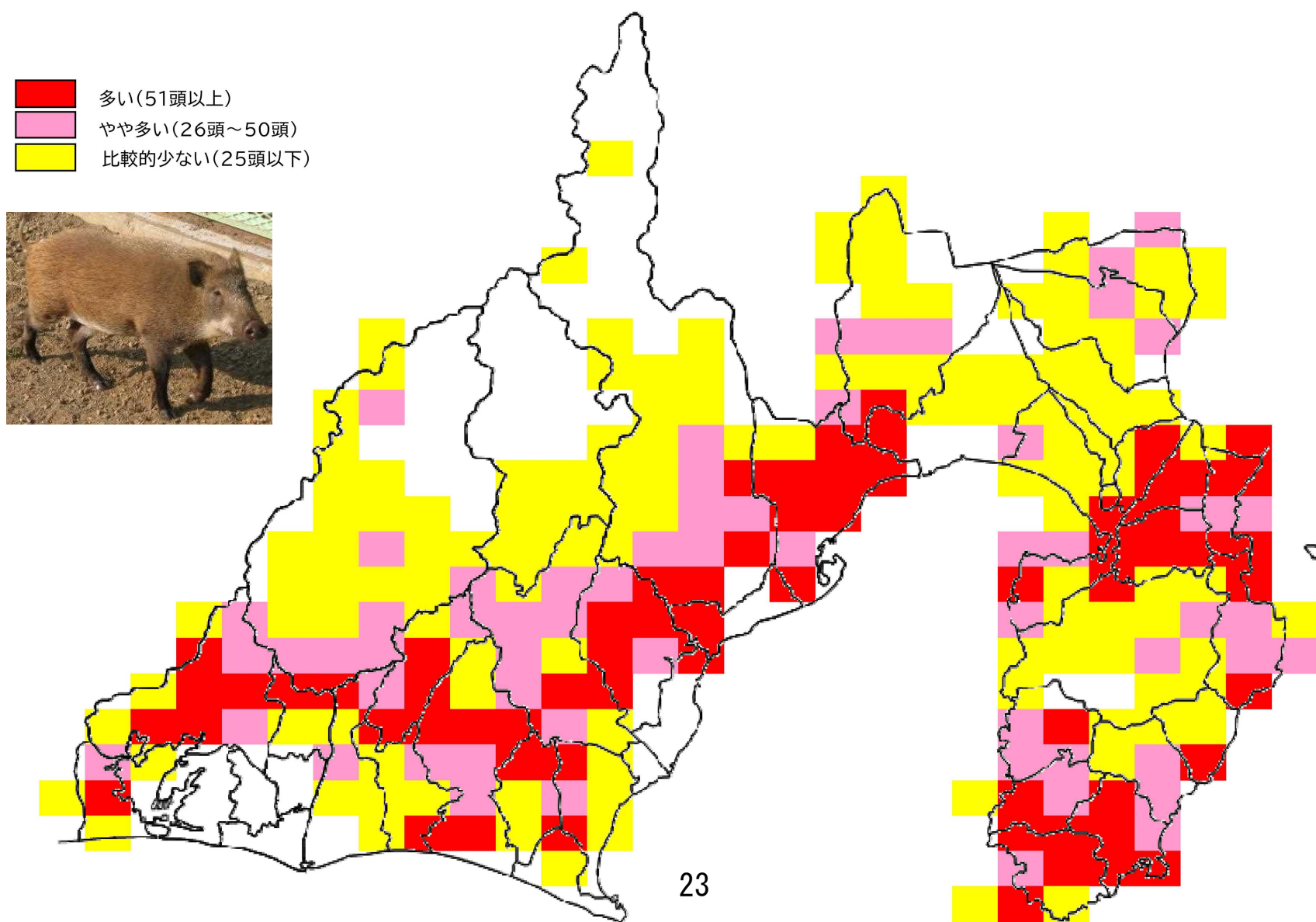
出典：静岡県レッドデータブック2019【動物編】

平成26年度 イノシシ捕獲実績

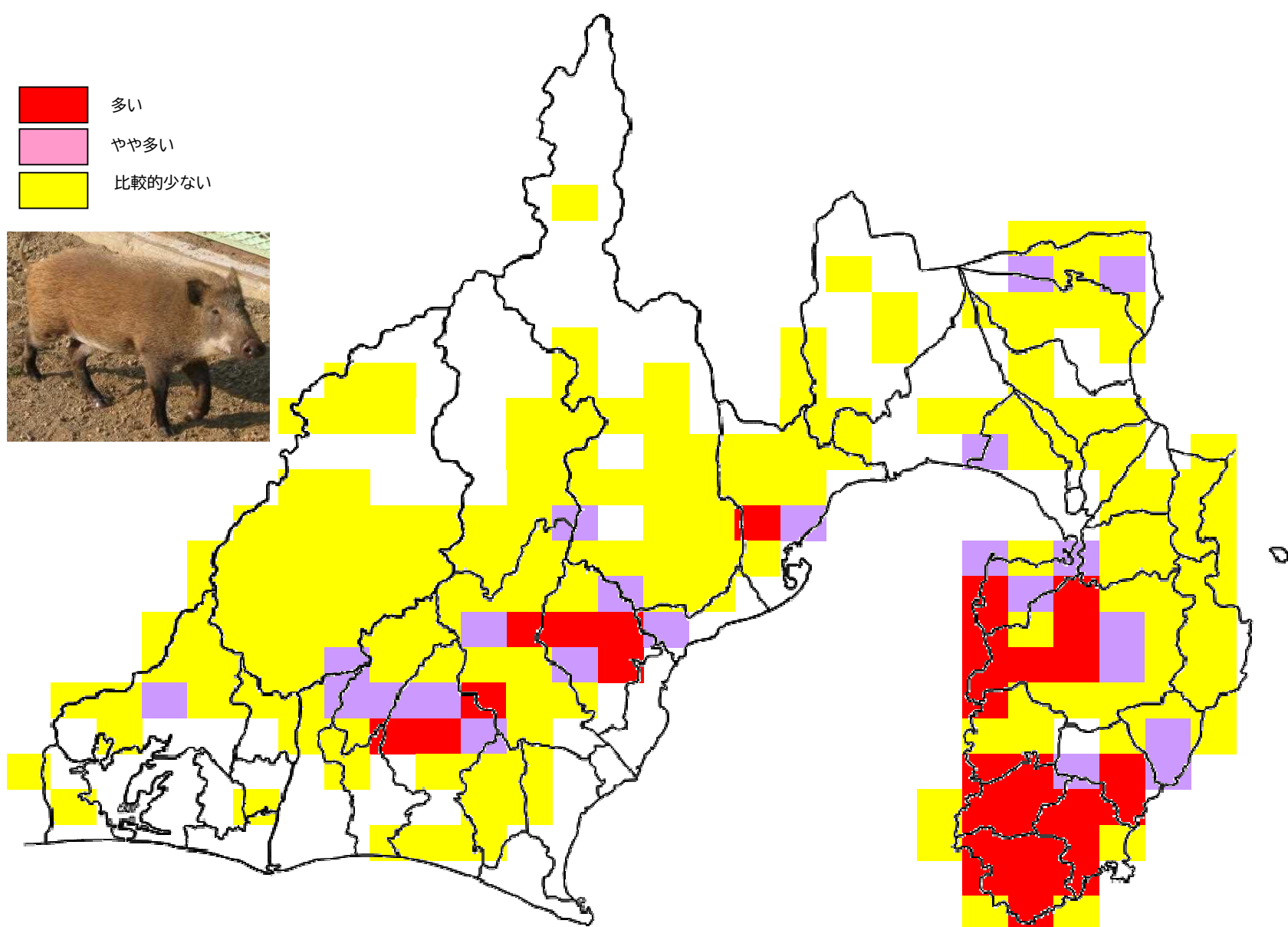
資料 3



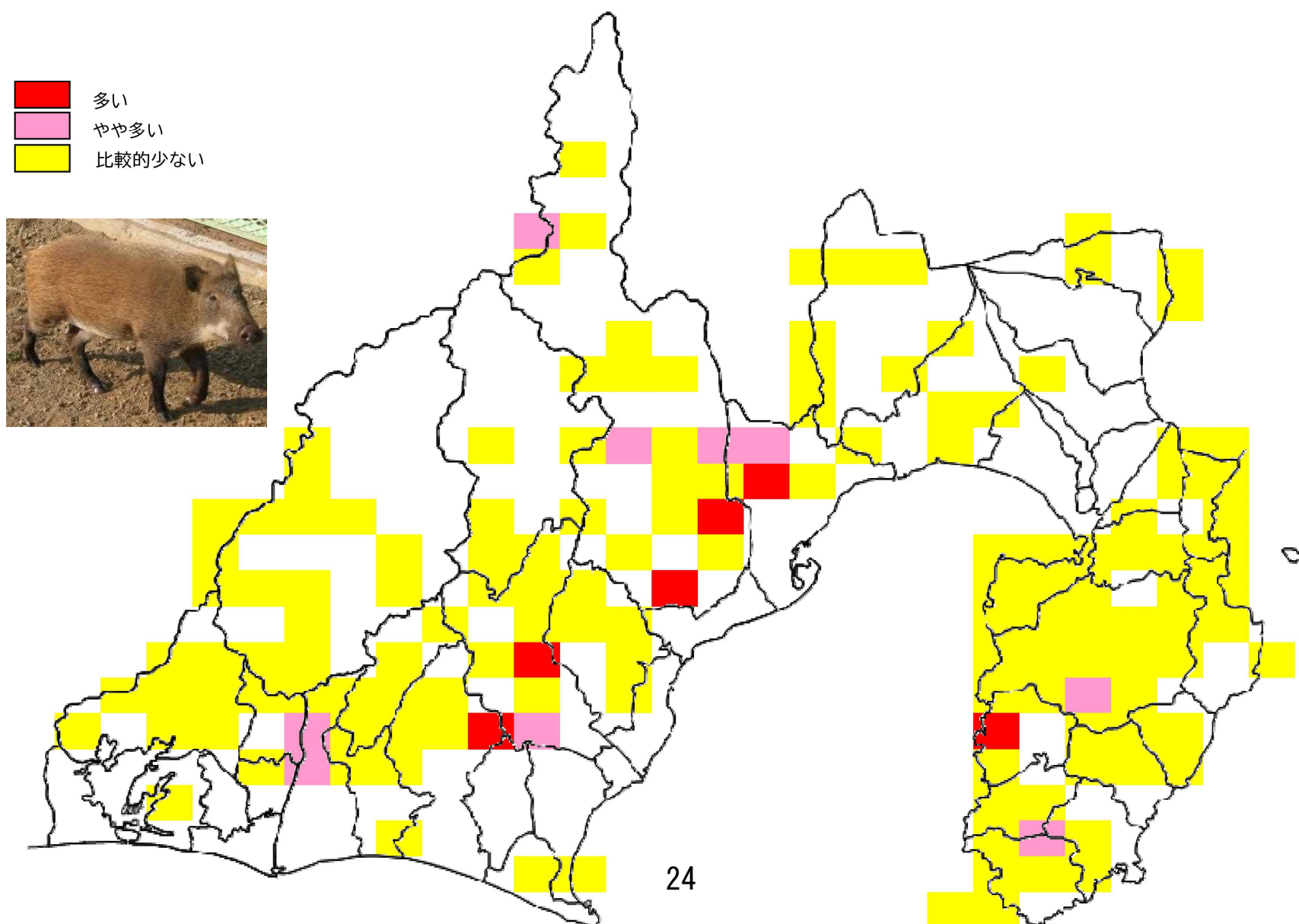
令和6年度 イノシシ捕獲実績



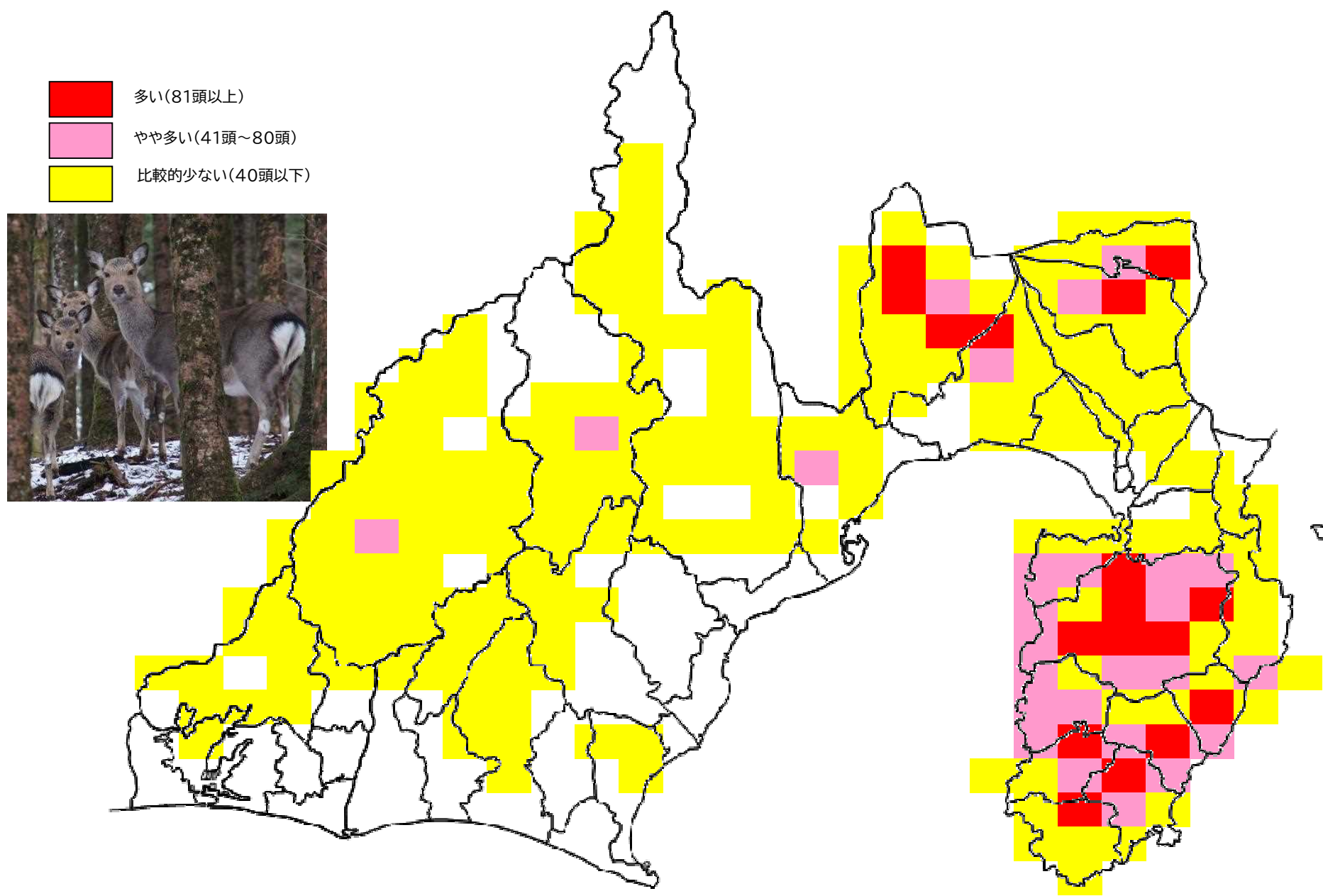
平成26年度 イノシシ目撃実績



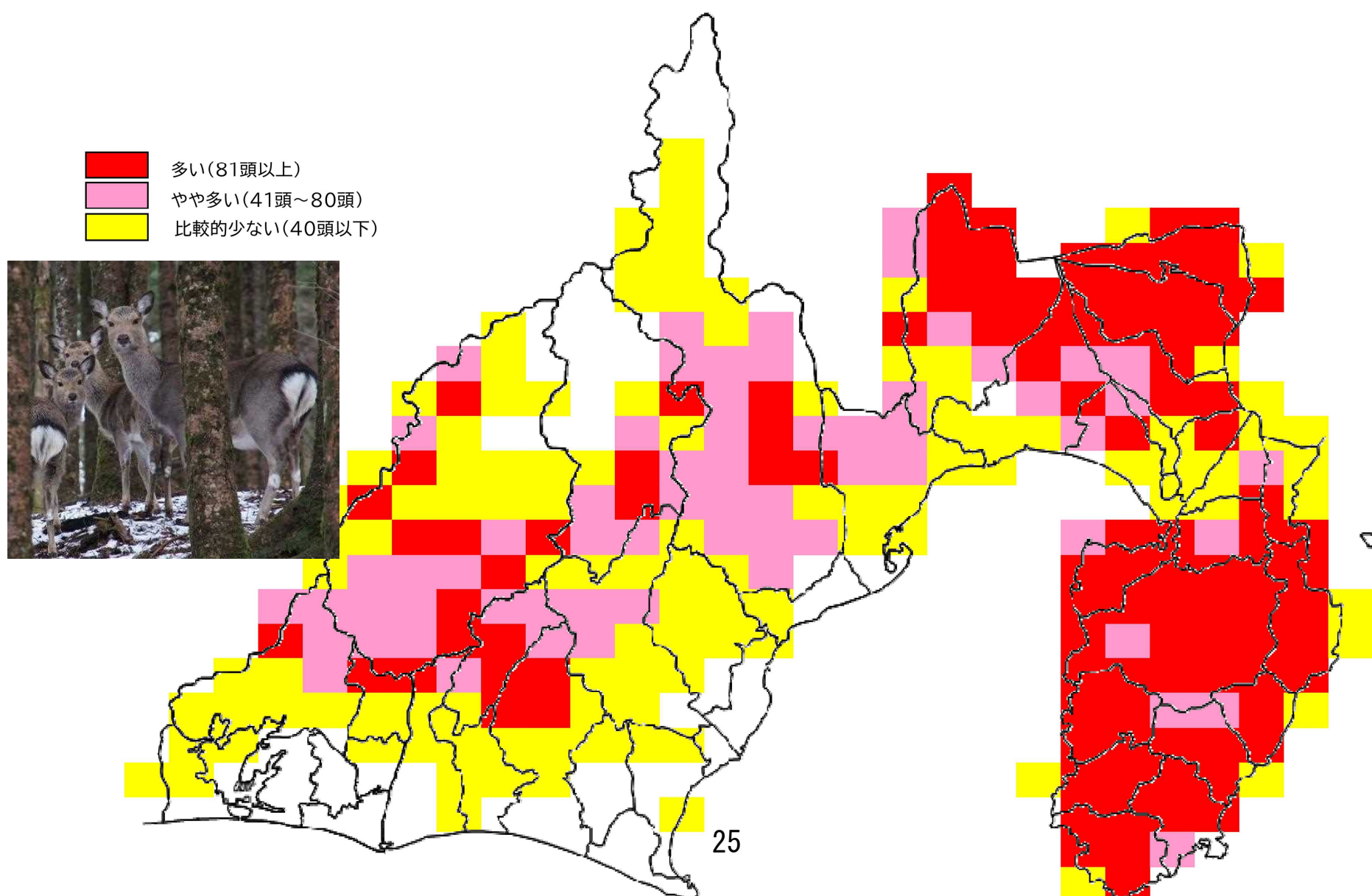
令和6年度 イノシシ目撃実績



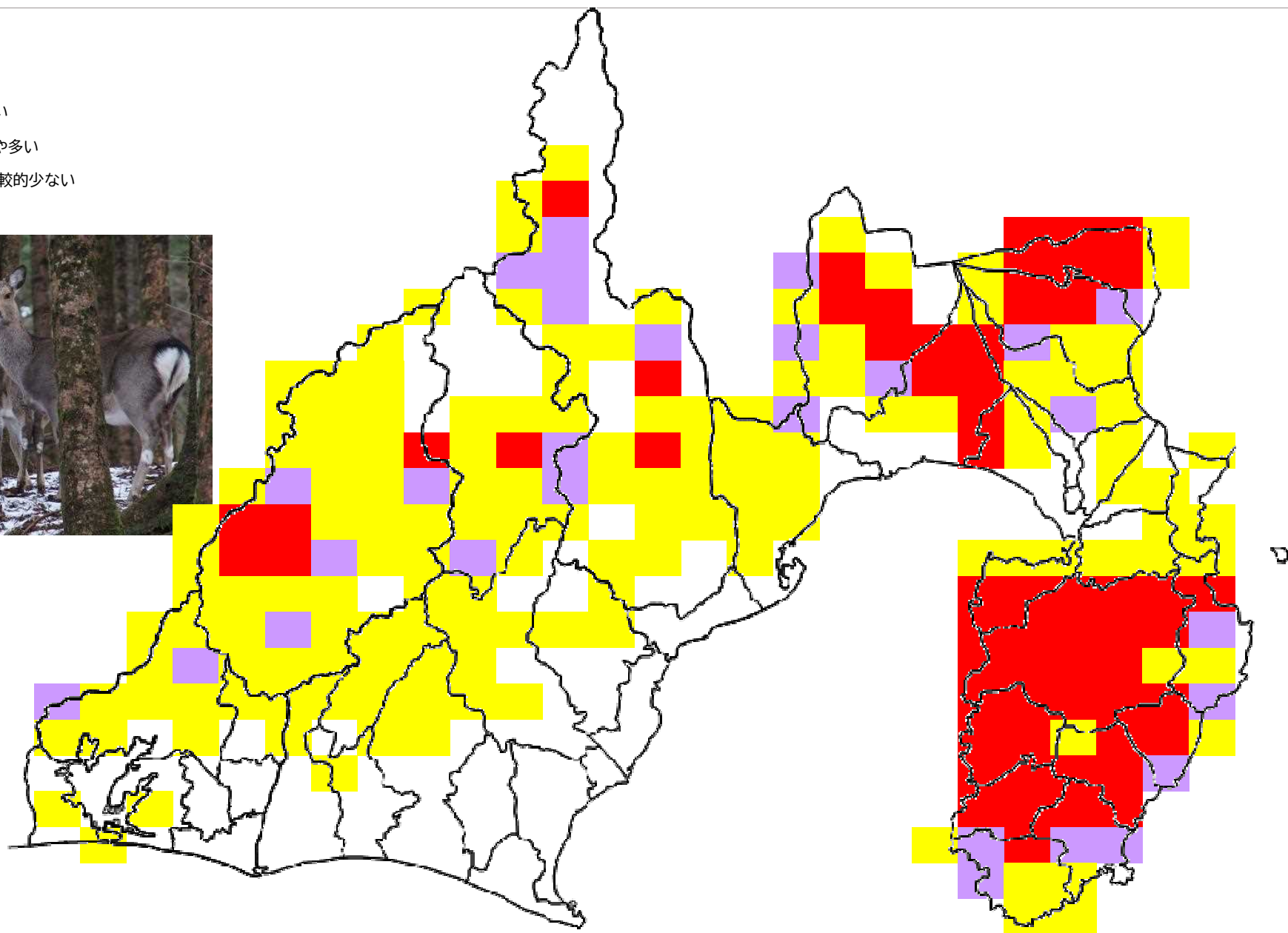
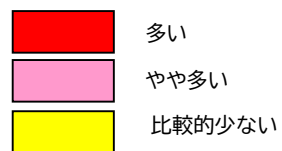
平成26年度 ニホンジカ捕獲実績



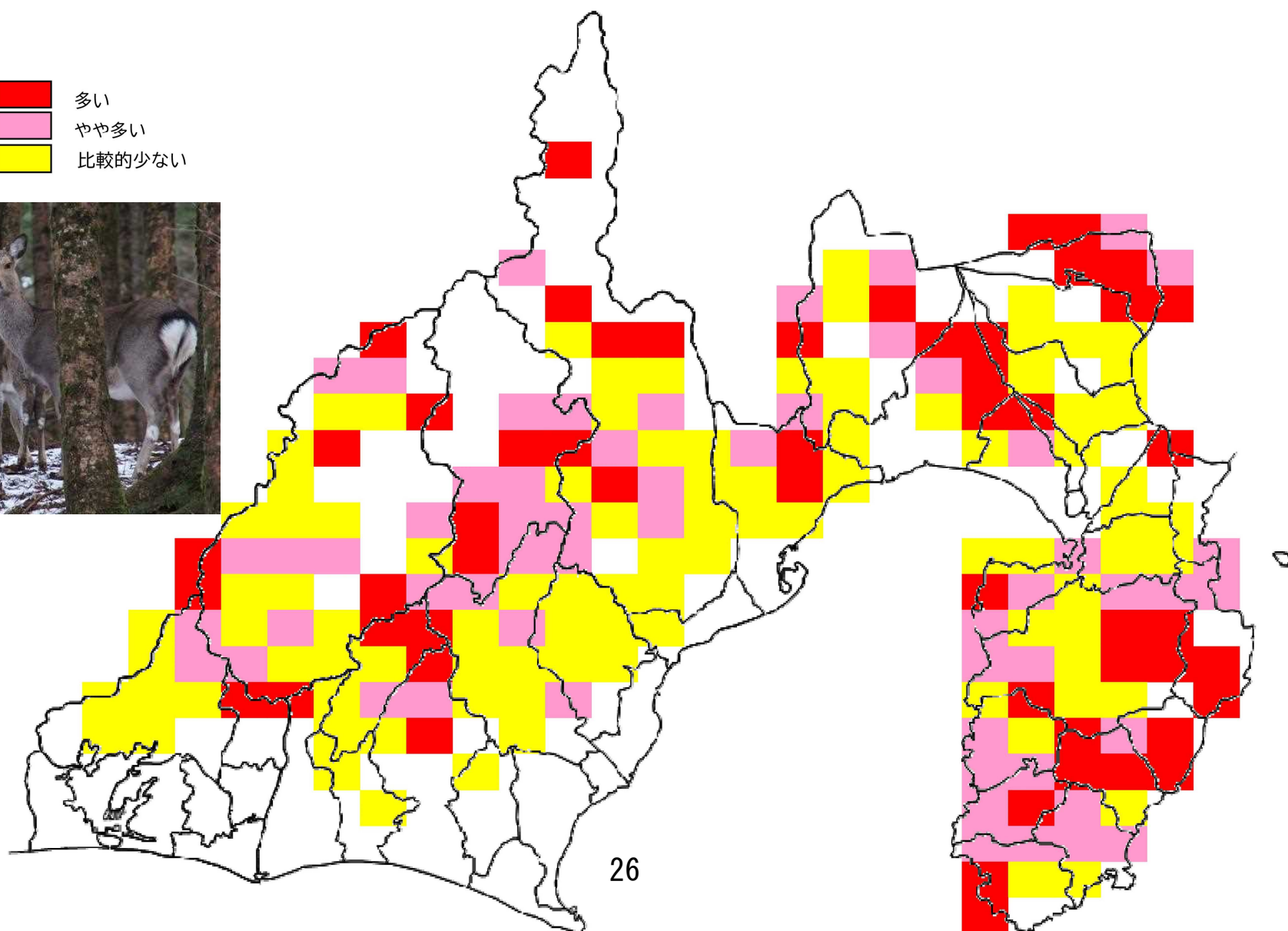
令和6年度 ニホンジカ捕獲実績



平成26年度 ニホンジカ目撃実績



令和6年度 ニホンジカ目撃実績



環 自 第 155 号
令和 8 年 6 月 5 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県知事 鈴木 康友



第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定について（諮問）

第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、別記のとおり諮問します。

第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定について

第二種特定鳥獣管理計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、都道府県知事が定めることができることとされている。

近年、生息地域が拡大しているツキノワグマ（以下、「クマ」という。）について、下記のとおり管理計画を策定する。

1 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

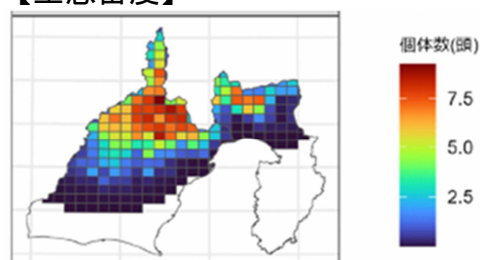
2 計画の目的

静岡県に生息するクマの科学的及び計画的な保護・管理により、クマの分布域拡大の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るとともに、県内の地域個体群を安定的に維持することで、人とクマとの軋轢を軽減しつつ共存することを目的とする。

3 生息頭数の推計(R6 調査)（単位：頭）

個体群	推計値	中央値
県全域	386-738	543
富士	68-146	102
南アルプス	301-611	441

【生息密度】



4 本計画における目標

目 標	内 容
①分布域拡大の抑制	人の生活圏付近及び伊豆地域への分布域の拡大を抑制する。
②人の活動域における人身被害ゼロ	人家や農地がある人の生活圏及び林業従事者等が活動する山林での人身被害をゼロにする。
③個体群の安定的な維持	県内の南アルプス及び富土地域個体群の安定的な維持を図る。
④農林業被害の軽減	林業被害や農作物の被害を軽減する。

5 目標達成のための基本的な方針

(1) 順応的管理

野生動物の生息動向は常に変化する中で、情報を得られる機会が少ないクマの生息動向を正確に把握することは困難である。また、生息密度は高くなく、繁殖率が低いという特性を踏まえると、クマの保護・管理では、施策効果の検証と改善が特に重要となることから、モニタリングにより生息動向の把握に努め、施策が適切であるか評価・検証し、計画を修正していく PDCA サイクルに基づく順応的管理を行う。

【PDCA サイクルに基づく順応的管理】

<u>特定鳥獣管理計画</u> ・保護・管理の目標設定 ・個体群、被害管理等の方針 ・モニタリング方針 等	<u>施策の実行</u> ・個体群の管理 ・生息環境の整備 ・農林業被害の防除 ・普及啓発 ・人材育成
Plan(計画)	Do(実行)
Action(改善)	Check(評価)
<u>特定鳥獣管理計画の見直し</u> ・状況変化等による見直し(随時) ・中間見直し(計画期間3年目) ・改定(計画期間5年目)	<u>モニタリング</u> ・捕獲情報等の収集 ・個体数の推計 等 <u>検討会での評価・検証</u>

(2) 各保護管理ユニットでの個体群管理の方針

県内に3つの保護管理ユニットを設定し管理方針を定める。

ユニットの名称	範 囲	管理方針
南アルプス 保護管理ユニット	県西端から富士川までの地域	個体群の安定的な維持 と人との軋轢の軽減
富 士 保護管理ユニット	県東端から富士川までの地域 (ただし、伊豆管理ユニットを除く。)	個体群の安定的な維持 と人との軋轢の軽減
伊 豆 管理ユニット	沼津市のうち狩野川以南の地域、熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、賀茂郡、田方郡	クマの定着の防止

(3) ゾーニング管理

クマの生息地の自然環境及び人の土地利用状況を踏まえ、コア生息地、緩衝地域、排除地域の3つのゾーン区分を設定し、各ゾーンの定義及び管理方針を定める。また、緩衝地域の中でクマの定着を防ぐ地域を「管理強化区域」に設定し、環境整備等の強化、個体数の調整を目的とした捕獲を実施する。

【各ゾーン区分の定義と管理対策】

ゾーン区分	定義	管理対策
コア生息地	クマの主要な生息地として生息環境の保全を図る地域	・針広混交林化の推進 ・生態系に影響を及ぼすニホンジカの管理強化による生息環境の保全 ・鳥獣保護区等の指定(維持) ・環境整備 ・個体数推計、分布域のモニタリング
緩衝地域 (コア生息地と人の生活圏との間)	人とクマの利用域が重なる、人とクマとの軋轢を防止する地域	・農林業被害の防除(有害捕獲を含む) ・環境整備 ・分布域のモニタリング
管理強化区域	緩衝地域のうちクマの定着を防ぐ地域	・環境整備 ・個体数の調整 ・生息動向のモニタリング
排除地域 (人の生活圏) (伊豆エット)	クマの侵入を排除する地域 (人家、農地等)	・環境整備 ・侵入個体の排除

静岡県第二種特定鳥獣管理計画
(ツキノワグマ)

案

令和〇年〇月
静岡県

目 次

- 1 計画策定の目的及び背景
 - (1) 目的
 - (2) 背景
- 2 管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 管理が行われるべき区域
 - (1) 対象地域
 - (2) 保護管理ユニットの区分
- 5 現状と評価
 - (1) 生息環境
 - (2) 推定生息数
 - (3) 目撃・出没状況
 - (4) 捕獲状況
 - (5) 被害状況
- 6 計画の目標
 - (1) 目標設定
 - (2) 目標達成のための基本的な方針
 - (3) 順応的管理
 - (4) 各保護管理ユニットでの個体群管理の方針
 - (5) ゾーニング管理
- 7 目標達成に向けた施策
 - (1) 個体数の管理
 - (2) 生息環境の管理
 - (3) 農林業被害の防除
 - (4) 普及啓発
 - (5) 人材育成
 - (6) モニタリング
- 8 計画の実行体制
 - (1) 県
 - (2) 市町
 - (3) 警察
 - (4) 狩猟団体・狩猟者
 - (5) 農林業関係団体・農林業者
 - (6) 大学・研究機関などの専門家
- 9 近隣県との連携

1 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

静岡県に生息するツキノワグマ（以下、「クマ」という。）の科学的及び計画的な保護・管理により、クマの分布域拡大の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るとともに、県内の地域個体群を安定的に維持することで、人とクマとの軋轢を軽減し共存することを目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 7 条の 2 に基づき、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

(2) 背景

静岡県においては、県北部の山岳地帯である南アルプス地域を主要な生息地とする「南アルプス地域個体群」と富士山周辺を主要な生息地とする「富土地域個体群」の 2 つの地域個体群がある。

南アルプス地域については、山岳地域では植生の垂直分布が見られ多様な環境が形成されている一方で、人の生活圏に近い山林がクマの生息に適さない針葉樹林で形成されている環境的要因から、これまで市街地や集落への出没は少ない状況になっていたと考えられる。

富土地域については、落葉広葉樹林が少なく、生息環境が限られていることから生息数は少ないと考えられている。静岡県レッドデータブック 2019【動物編】（静岡県、2019）においては、「富土地域個体群」を「絶滅のおそれのある地域個体群」（LP）に分類している。

伊豆半島においては、クマの生息が確認されていた昭和初期以降、約 100 年間にわたり確実な生息情報は確認されていなかったが、2021(令和 3)年、2023(令和 5)年に錯誤捕獲が発生し、クマの伊豆半島への侵入が確認されている。

これまで、クマによる樹木の樹皮剥ぎ被害が発生している南アルプス地域においては、許可捕獲（有害捕獲）を行っているが、狩猟については 1992 年から県内全域で自粛を要請しており、県内個体群の維持・回復を図ってきた。

一方で、近年、人の生活圏に隣接する山林等での目撃数の増加や養蜂・養鶏施設等への被害、クマの分布がない空白地域とされていた伊豆半島へのクマの侵入等、クマの分布域の拡大に伴う人とクマとの軋轢が発生している。

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ(*Ursus thibetanus*)

3 計画の期間

2027(令和 9)年 4 月 1 日から 2032(令和 14)年 3 月 31 日までの 5 年間

4 管理が行われるべき区域

(1) 対象地域

対象地域は静岡県全域とする。

(2) 保護管理ユニットの区分

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)令和8年度版(環境省、2026)」(以下、「環境省ガイドライン」という。)では、県中央部を流れる富士川を境に、西側が「中央・南アルプス保護管理ユニット」、東側が「富士・丹沢保護管理ユニット」に設定されており、箱根山地、伊豆半島については「分布の拡大地域」として整理されている。

本計画においては、富士川を境とする環境省の保護管理ユニットの考えを踏襲しつつ、クマが恒常的に生息していない伊豆地域について、近年捕獲や目撃が発生していることから独自の管理ユニットを設定する。(表1、図1)

表1 保護管理ユニットの名称と範囲

保護管理ユニットの名称 (地域個体群)	範 囲
南アルプス (南アルプス地域個体群)	県西端から富士川までの地域
富 士 (富士地域個体群)	県東端から富士川までの地域 (ただし、伊豆管理ユニットを除く。)
伊 豆 (恒常的な生息はなし)	沼津市のうち狩野川以南の地域、熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、賀茂郡、田方郡

図1 保護管理ユニットの範囲

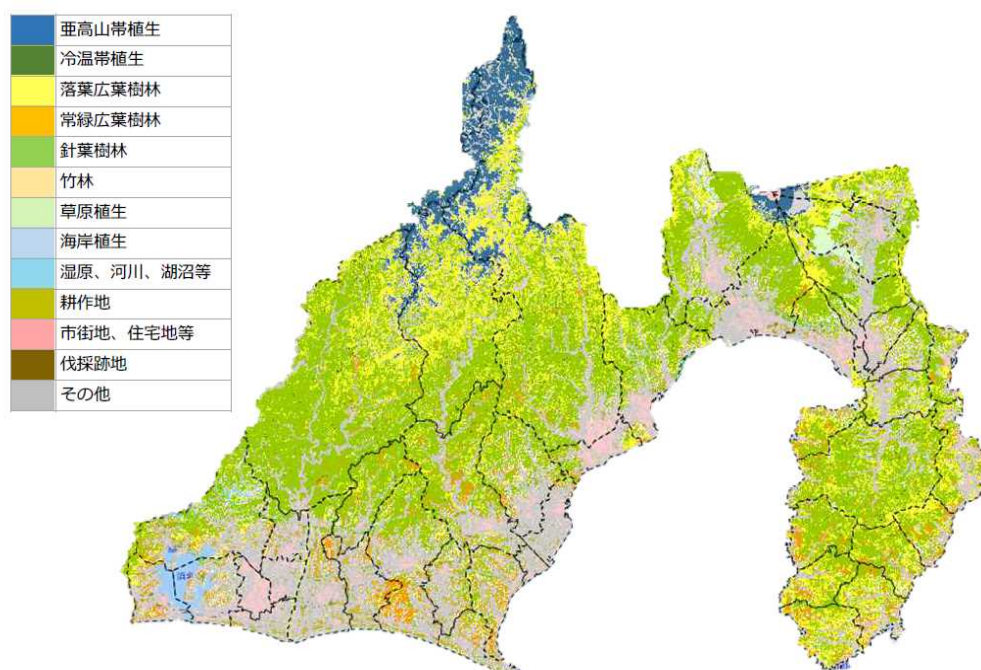


5 現状と評価

(1) 生息環境

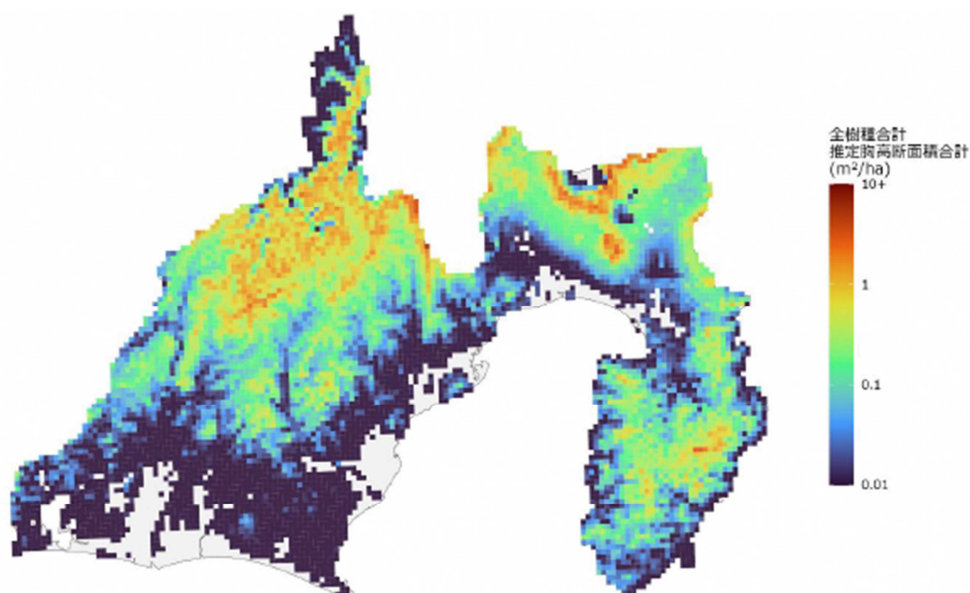
富士山や南アルプス等の 3,000m 級の山岳地帯に囲まれており、県土の森林率は約 64%となっている。県北部を中心にクマの生息域分布も広範にわたる一方で、生息に適した落葉広葉樹林の面積は少なく分布も奥山に集中している。奥山と市街地との間に帯状に分布する針葉樹林帯が、クマの市街地への出没に関して緩衝的な役割となっていると推測される。(図 2、表 2)

図 2－1 静岡県の植生図



環境省生物多様性センター（1/2.5万植生図）から作成

図 2－2 堅果類（ブナ、ミズナラ、コナラ、クリ）の餌資源量マップ



令和 7 年度ツキノワグマ生息環境調査（静岡県）から引用

表 2－1 静岡県の森林

項目	静岡県	全国	全国順位
全域面積	777,701ha	37,797 千 ha	13
森林面積	496,196ha	25,025 千 ha	16
森林率	63.8%	66.2%	－

※静岡県森林・林業統計要覧（令和 7 年度版）を参照して作成

表 2－2 民有林面積

(単位：ha)

森林計画区	針葉樹 (A)	広葉樹 (B)	広葉樹林率 (B/C)	計 (C=A+B)	備考
伊豆	36,462	38,066	51.0%	74,528	
富士	39,412	14,056	26.2%	53,468	
静岡	99,373	47,211	32.2%	146,584	
天竜	81,505	26,555	24.5%	108,060	
計	256,752	125,888	32.8%	382,640	

※静岡県森林・林業統計要覧（令和 7 年度版）を参照して作成

民有林は、森林法第 2 条第 1 項に規定する森林を指す。無立木地等は除く。

表 2－3 国有林面積

(単位：ha)

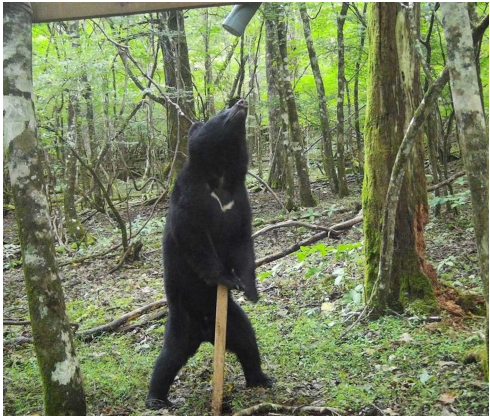
森林計画区	針葉樹 (A)	広葉樹 (B)	広葉樹林率 (B/C)	計 (C=A+B)	備考
伊豆	10,459	5,785	35.6%	16,244	R3 樹立
富士	9,183	4,771	34.1%	13,954	R7 樹立
静岡	16,409	13,310	44.7%	29,719	R6 樹立
天竜	12,650	8,680	40.6%	21,331	R5 樹立
計	48,701	32,546	40.0%	81,248	

※林野庁が公開している各森林計画の地域別森林計画書を参照して作成

無立木地等は除く。

(2) 推定生息数

2024(令和6)年に県内のクマの個体数の推計を県内で初めて実施した。調査は、富士地域個体群の分布域である富士山南麓と南アルプス地域個体群の分布域である静岡市葵区井川・梅ヶ島地区の2箇所を調査地に選定し、カメラトラップを用いて個体識別情報を取得し、空間明示型標識再捕獲モデルを適用して調査地における生息密度を推定した。



R6 調査で撮影されたクマ(富士山南麓)

さらに、目撃情報や自動撮影カメラの集計データ等を基に県全域の生息密度を推定した。(表3、図3)

表3 個体群ごとの推定生息頭数 (単位: 頭)

個体群	推計値	中央値
県全域	386-738	543
富士	68-146	102
南アルプス	301-611	441

図3-1 調査地における生息密度

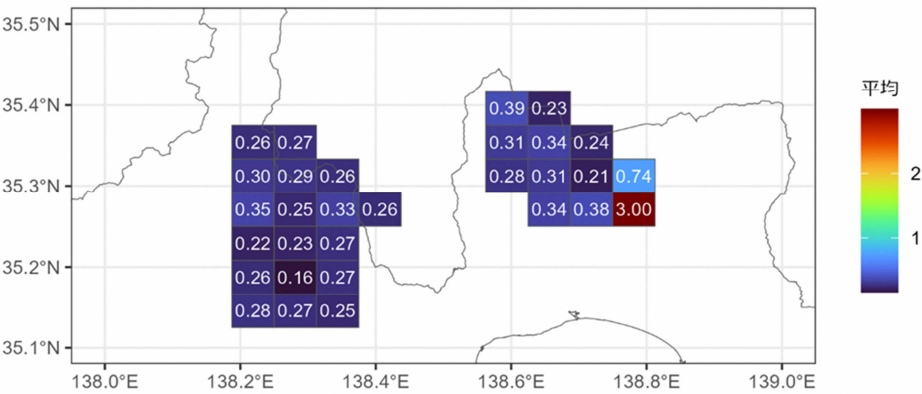
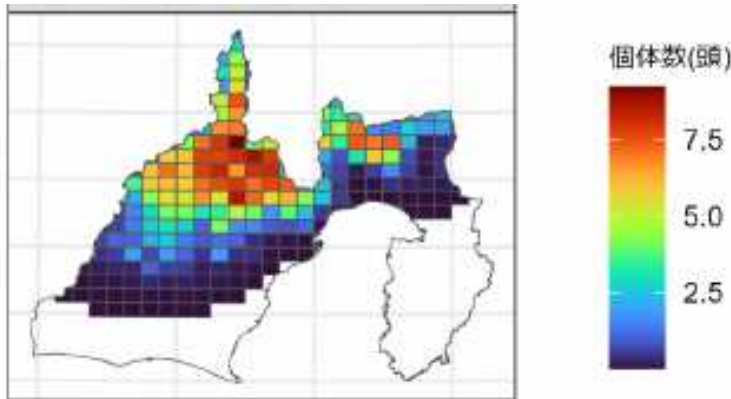


図3-2 県内全域の生息密度



(3) 目撃状況

2013(平成 25)年度から県内のクマの目撃数の統計を開始した。東北地方を中心に全国的に大量出没年となった 2023(令和 5)年度以降、これまでの目撃数と比較すると高い水準で推移しており、目撃される地域も拡大している。(表 4、図 4)

人の生活圏へのクマの出没が恒常的に発生する地域はなく、クマが活発に活動する夏(繁殖期、分散期)や秋(飽食期)を中心に出没が発生している。

表 4 目撃件数の推移

(単位：件数)

ユニット/年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
南アルプス	6	18	11	21	19	18	17
富士	3	6	4	4	5	35	7
伊豆	0	0	0	0	0	0	0
合計	9	24	15	25	24	53	24

ユニット/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
南アルプス	35	47	15	67	100	145	
富士	5	35	6	49	55	53	
伊豆	1	0	0	5	1	2	
合計	41	82	21	121	156	200	

図 4-1 県内での目撃場所 (2018(平成 30)年度～2022(令和 4)年度)

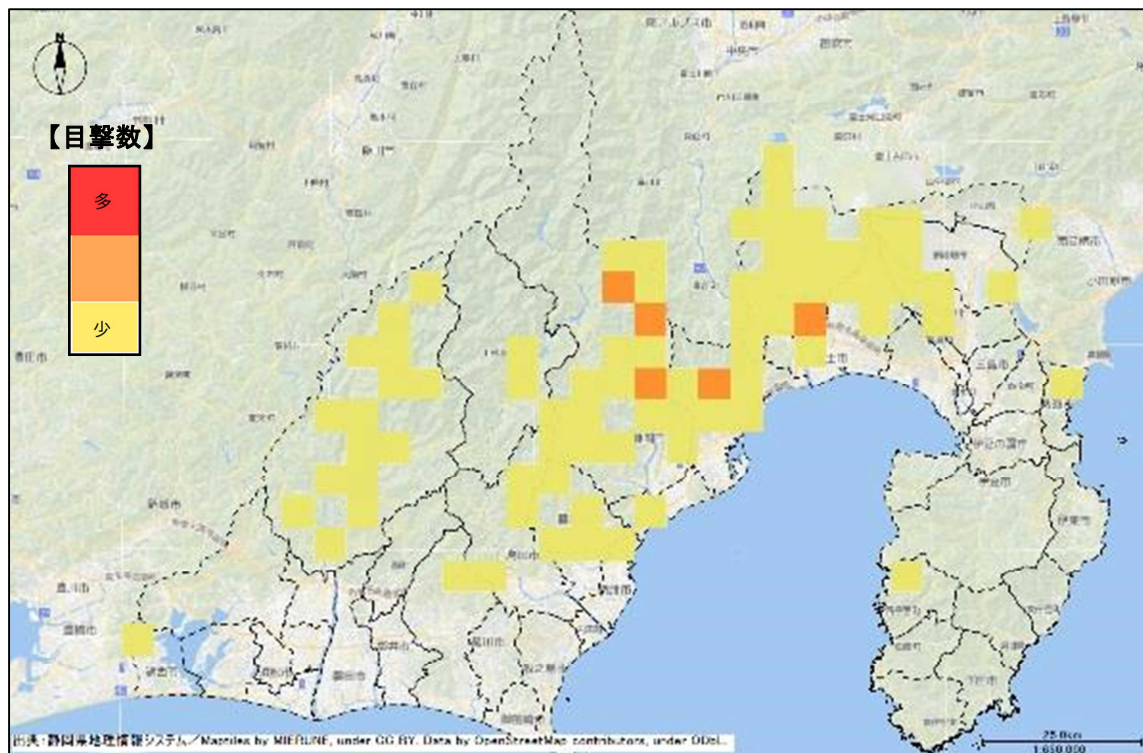
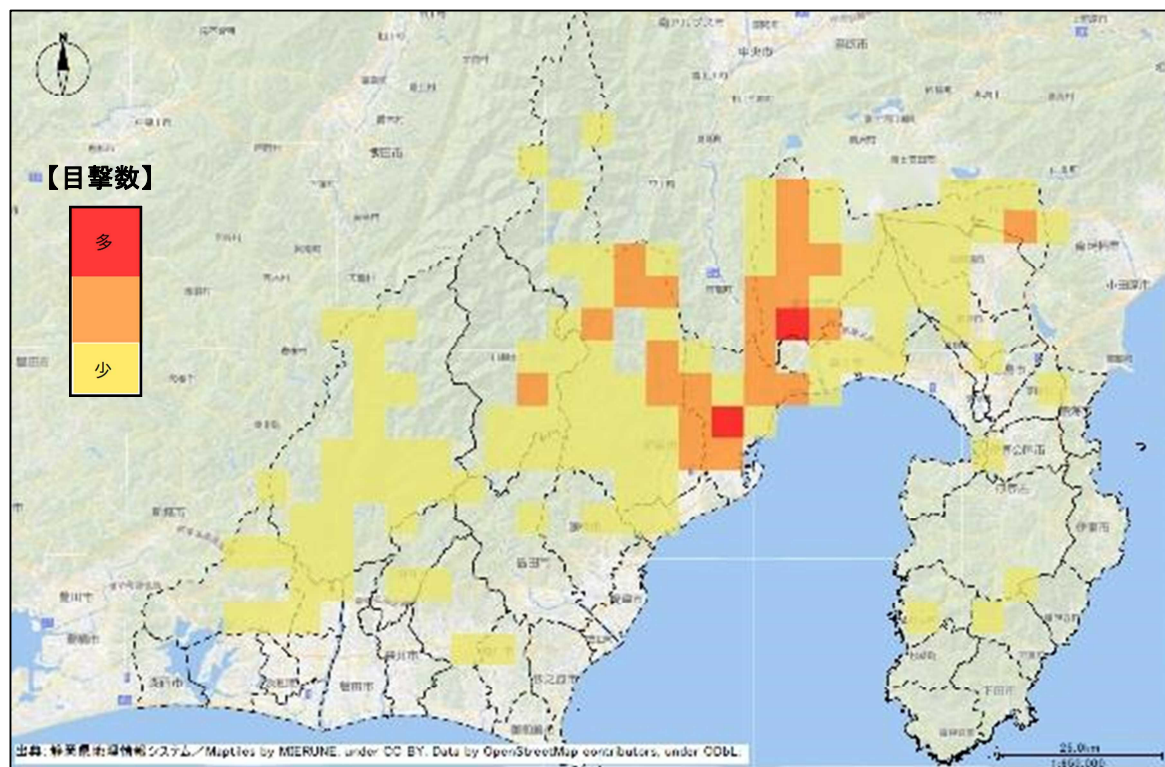


図 4—2 県内での目撃場所（2023(令和 5) 年度～2025(令和 7) 年度)

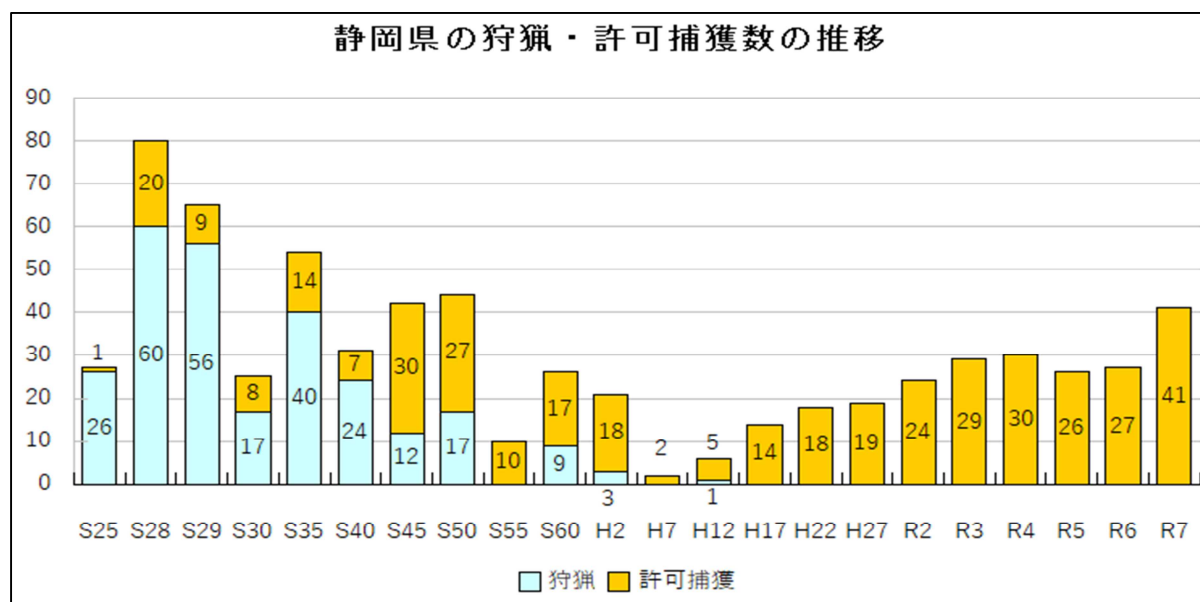


(4) 捕獲状況

ア 狩猟（法第 11 条）・許可捕獲（法第 9 条）

1992(平成 4) 年以降、県内での狩猟によるクマの捕獲は自粛を要請している。現在は、南アルプス地域において、例年 20～30 件の許可捕獲（有害捕獲（林業被害））を行っているほか、人的被害の発生のおそれ等がある場合には、事案ごとに許可捕獲を実施している。（図 5）

図 5 狩猟・許可捕獲数の推移



イ 錯誤捕獲

くくりわなの普及に伴い、県で行うニホンジカの管理捕獲や市町で実施する有害捕獲で例年 10～20 件前後のクマの錯誤捕獲が発生しており原則放獣している。令和 6 年度は過去最多の 23 件の錯誤捕獲が発生している。(表 5)

表 5 錯誤捕獲数の推移 (単位: 件数)

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
錯誤捕獲数	12	7	15	9	14	23	19	
うち放獣数	9	7	11	9	14	21	15	

(5) 被害状況

ア 人身被害

県内におけるツキノワグマによる人身被害については、統計のある 2005 (平成 17) 年度以降、7 件 (8 名 (うち死者数は 0 名)) の人身被害が発生している。(表 6)

表 6 人身被害の発生状況

時期	場 所	状 況
H17. 4	富士宮市猪之頭	男性 1 名が河川付近にいるクマに遭遇し負傷
H17. 7	静岡市葵区田代	登山中の男性 2 名がクマに遭遇し負傷
H20. 10	富士市大淵	きのこ狩りの男性 1 名がクマに遭遇し負傷
H24. 10	小山町須走	きのこ狩りの男性 1 名がクマに遭遇し負傷
R3. 8	浜松市天竜区水窪町 地頭方	猟犬に餌やりにきた男性 1 名がクマに遭遇し 負傷
R3. 10	小山町生土	農作業中の男性 1 名がクマに遭遇し負傷
R4. 7	静岡市葵区田代	有害捕獲用のはこわなを見回りにしていた男性 1 名が子グマが掛かったわなの付近にいた親 グマに襲われ負傷

イ 林業被害

毎年 5 月～8 月を中心にスギ・ヒノキ等の樹皮剥ぎが発生しており、特に、南アルプス地域 (静岡市葵区、浜松市天竜区、川根本町) では恒常的に被害が発生している。

テープ巻きによる防除をしているが、被害が広範囲にわたることから被害を完全に防ぐことは難しく、南アルプス地域では有害捕獲も併せて実施している。

ウ 農業被害

農業被害額としては把握されていないが、秋季に柿の食害が発生する等、山林に近接した地域では農作物の被害が発生している。また、2021(令和3)年度以降では、養鶏被害が2件発生しており、養蜂被害はほぼ毎年発生が確認されている。

6 計画の目標

(1) 目標設定

クマの保護・管理の特性や本県の現状を踏まえ、4つの目標を設定する。(表7)
なお、現状では、クマの生息数、分布状況は推計値はあるが精度の向上が必要な状況であり、農林業被害額については、正確な数値的な情報が存在しない。

現状を踏まえ、本計画では具体的な数値目標は設定しないが、次期計画策定時には、生息数、分布、農林業被害額については具体的な目標を設定したうえで、計画を実行する。

表7 本計画における4つの目標

目 標	内 容
①分布域拡大の抑制	人の生活圏付近及び伊豆地域への分布域の拡大を抑制する。
②人の活動域における 人身被害ゼロ	人家や農地がある人の生活圏及び林業従事者等が活動する山林での人身被害をゼロにする。
③個体群の安定的な維持	県内の南アルプス及び富土地域個体群の安定的な維持を図る。
④農林業被害の軽減	林業被害や農作物の被害を軽減する。

(2) 目標達成のための基本的な方針

計画に基づく施策の効果をモニタリング、検証し、計画の修正を含めた改善を図る順応的管理を行う。

保護管理ユニットごとに個体群管理に係る基本方針・対応を定める。

また、人とクマとの軋轢を軽減するため、人とクマとのすみ分けを図るゾーニング管理を行う。

(3) 順応的管理

野生動物の生息動向は常に変化する中で、情報を得られる機会が少ないクマの生息動向を正確に把握することは困難である。また、生息密度は高くなく、繁殖率が低いという特性を踏まえると、クマの保護・管理では、施策効果の検証と改善が特に重要となることから、モニタリングにより生息動向の把握に努め、施策が適切であるか評価・検証し、計画を修正していく PDCA サイクルに基づく順応的管理を行う。(表8)

表 8 PDCA サイクルに基づく順応的管理

<u>特定鳥獣管理計画</u> ・保護・管理の目標設定 ・個体群、被害管理等の方針 ・モニタリング方針 等	<u>施策の実行</u> ・個体群の管理 ・生息環境の整備 ・農林業被害の防除 ・普及啓発 ・人材育成
Plan(計画)	Do(実行)
Action(改善)	Check(評価)
<u>特定鳥獣管理計画の見直し</u> ・状況変化等による見直し(随時) ・中間見直し(計画期間3年目) ・改定(計画期間5年目)	<u>モニタリング</u> ・捕獲情報等の収集 ・個体数の推計 等 <u>検討会での評価・検証</u>

(4) 保護管理ユニットでの個体群管理の方針

ユニットごとの個体群の状況や人の森林の利用状況等を踏まえ、基本方針・対応を定める。環境省ガイドラインで分布の拡大地域とされている箱根山地、伊豆半島を含む伊豆管理ユニットについては、恒常的なクマの生息地域ではないことから、今後もクマの定着を防ぐことを基本方針とする。(表9)

なお、人の生活圏に出没する問題個体等の対応は、被害状況や地域事情等により柔軟に対応する。

表 9 保護管理ユニット別の個体群管理の基本方針と対応

ユニット	基本方針	対応
南アルプス 保護管理ユニット	個体群の安定的な維持と人との軋轢の軽減を図る。	・捕獲上限数内での捕獲 ・モニタリングの実施
富 士 保護管理ユニット	個体群の安定的な維持と人との軋轢の軽減を図る。	・捕獲上限数内での捕獲 ・モニタリングの実施
伊 豆 管理ユニット	現状、恒常的な生息地域ではなく、今後もクマの定着を防ぐ。	・侵入個体の排除 ・モニタリングの実施

(5) ゾーニング管理

クマの生息地の自然環境及び人の土地利用状況を踏まえ、コア生息地、緩衝地域、排除地域の3つのゾーン区分を設定し、各ゾーンの定義及び管理方針を定める。また、緩衝地域の中でクマの定着を防ぐ地域を「管理強化区域」に設定し、環境整備等の強化、個体数の調整を目的とした捕獲を実施する。(表10)

なお、伊豆管理ユニットについては、クマの定着を防ぐ地域として管理を行うため、ユニット全域を排除地域とする。

表10-1 各ゾーン区分の定義と管理対策

ゾーン区分	定義	管理対策(主な実施主体)
コア生息地	クマの主要な生息地として生息環境の保全を図る地域	・鳥獣保護区等の指定(維持)^{※1}(県) ・生態系に影響を及ぼすニホンジカの管理強化による生息環境の保全(林野庁、県) ・環境整備(事業者等) ・針広混交林化の推進(林野庁、県) ・個体数推計、分布域のモニタリング^{※3}(県)
緩衝地域 (コア生息地と人の生活圏との間)	人とクマの利用域が重なる、人とクマとの軋轢を防止する地域	・農林業被害の防除(有害捕獲を含む)(市町、農林業者) ・環境整備(市町、住民) ・分布域のモニタリング^{※3}(県、市町)
管理強化区域 ^{※2}	緩衝地域のうちクマの定着を防ぐ地域	・環境整備(市町、住民) ・個体数の調整(捕獲上限内)(市町) ・生息動向のモニタリング^{※3}(県、市町)
排除地域 (人の生活圏) (伊豆管理ユニット)	クマの侵入を排除する地域 (人家、農地等)	・環境整備(市町、住民) ・侵入個体の排除(市町、県) ・伊豆管理ユニットへの侵入個体のモニタリング(県)

※1:「コア生息地」に指定している主要な鳥獣保護区等(区域の重複あり)は次のとおりである。なお、区域全域がコア生息地とは限らず、「緩衝地域」「排除地域」も区域内に含まれる場合がある。

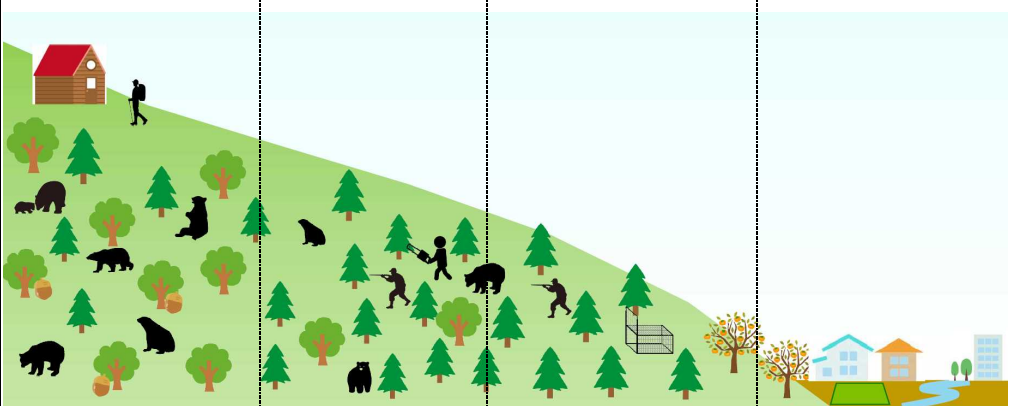
南アルプス:千頭水窪鳥獣保護区、南アルプス鳥獣保護区、大井川源流部原生自然環境保全地域

富士:富士山南鳥獣保護区、愛鷹山鳥獣保護区、愛鷹山自然環境保全地域

※2:「管理強化区域」については、出没や農林業被害、捕獲等の状況や人の土地利用状況を踏まえ、市町との協議により個別に区域を決定する。

※3：モニタリングはゾーンごとに「個体数」「分布域」「生息動向」の3つの観点でモニタリングを行う。「個体数」は、生息密度及び個体数の推計によるモニタリング、「分布域」は、目撃情報等から生息が確認されている地域のモニタリング、「生息動向」は個体数調整や緩衝帯整備によるその後のクマの侵入状況のモニタリングを行う。

表 10-2 ゾーニング管理のイメージ

ゾーン 区 分	コア生息地	緩衝地域		排除地域 (人の生活圏) (伊豆管理ユニット)
			管理強化区域	
イメージ				
人の活動例	レジャー(登山、釣り等)、山小屋	レジャー、林業、農業、狩猟、山菜採り		生活圏(民家、農地等)
個体群管理	・鳥獣保護区等の指定(維持) ・シカの捕獲強化 ・針広混交林化 ・個体数、分布域モニタリング	・分布域モニタリング	・生息動向モニタリング	・侵入個体の排除
捕獲方法	有害捕獲(人的、農林業被害)	有害捕獲(人的、農林業被害)	・個体数調整 ・有害捕獲(人的、農林業被害)	・個体数調整 ・有害捕獲(人的、農林業被害) ・緊急銃猟
環境整備	・誘引物の管理(山小屋等の生ゴミ、資材等)	・誘引物の管理(放置果樹、養蜂等)	・緩衝林帯の整備 ・藪の刈り払い ・誘引物の管理(放置果樹、養蜂等)	・藪の刈り払い ・誘引物の管理(放置果樹、生ゴミ等)
被害防除	農林業被害の防除			

7 目標達成に向けた施策

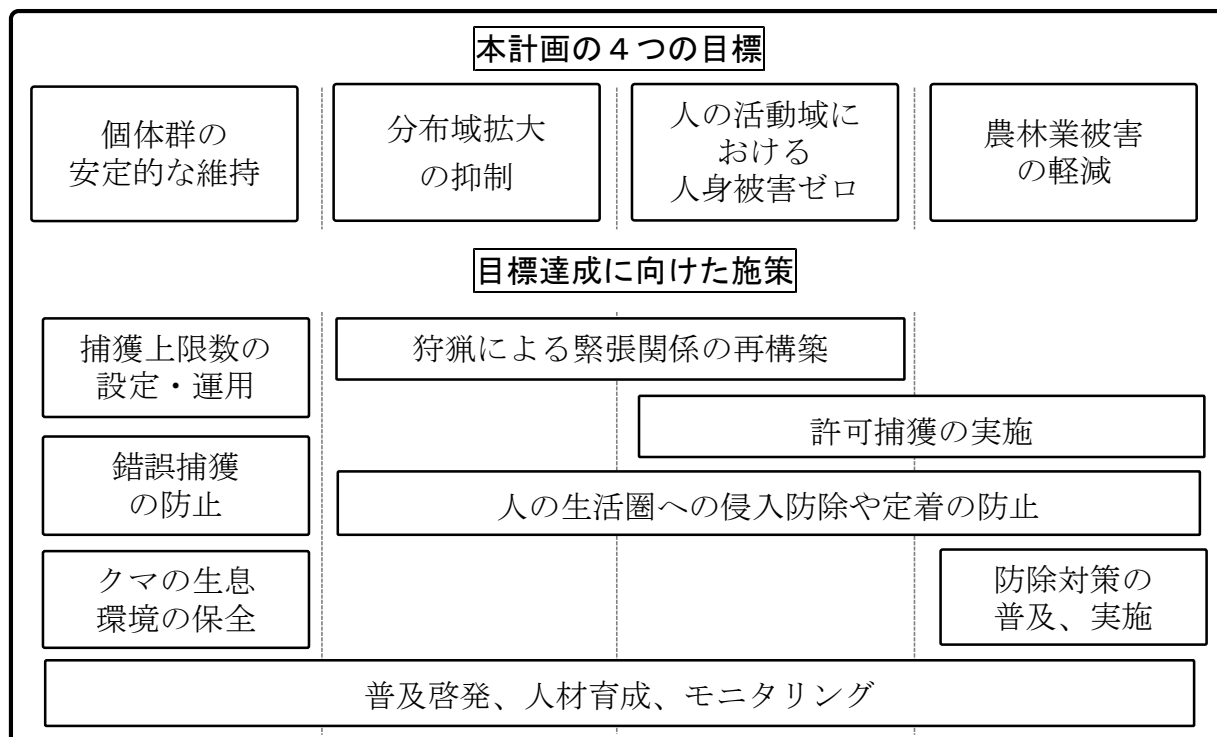
本計画の4つの目標を達成するため、6つの柱で施策を展開する。(表11)

表11-1 目標達成に向けた施策

施策の柱	施 策	主に寄与する目標※
個体群の管理	捕獲上限数の設定・運用	③
	狩猟によるクマとの緊張関係の再構築	①②
	許可捕獲の実施	①②④
	錯誤捕獲の防止	③
生息環境の整備	クマの生息環境の保全	③
	人の生活圏への侵入防除や人馴れ・定着の防止	①②④
農林業被害の防除	農林業被害防除の啓発、実施	④
普及啓発	県民等への正しい情報の発信	①②③④
	子ども世代への環境教育の推進	①②③④
人材育成	自治体職員及び捕獲従事者の育成	①②③④
モニタリング	捕獲情報等の収集、生息頭数の推計等	①②③④

※①分布域拡大の抑制、②人の活動域における人身被害ゼロ、③個体群の安定的な維持、④農林業被害の軽減

表11-2 目標達成に向けた施策体系



(1) 個体群の管理

本県においては、5(2)に記載のとおり、令和6年度に個体数の推計を実施しているが、現状では目標個体数の設定の基礎となる情報が不足していることから、本計画においては各保護管理ユニットに捕獲上限数を設定し、複数年度間で柔軟に運用することにより大量出沒等への対応を含めた個体群の管理を実施する。

今後は、継続的な調査により個体数の増減をモニタリングした上で、目撃情報や被害状況等との関係から目標個体数を設定し個体群の管理を行うことを目指す。

また、捕獲方法については、狩猟、有害捕獲、個体数調整のための捕獲により被害及び大量出沒の防止を図る。(図6、表12)

図6 個体群管理のイメージ図

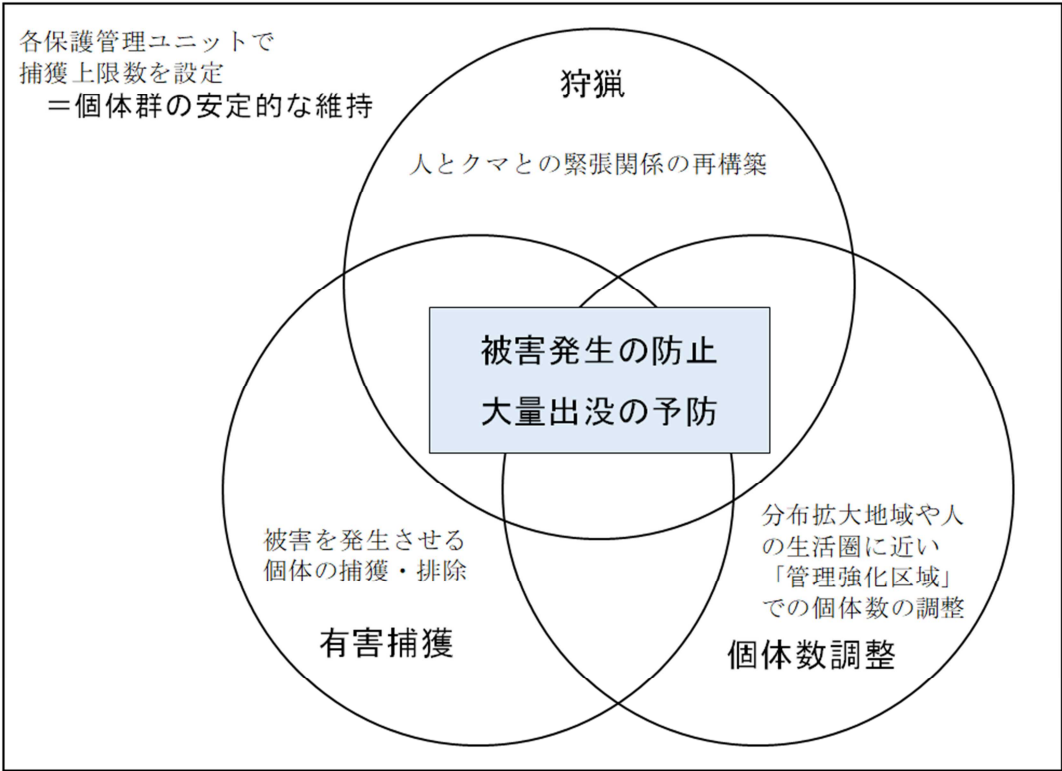


表12 本計画におけるクマの捕獲区分

区分	狩猟	許可捕獲 (有害捕獲)	許可捕獲 (個体数調整)
根拠規定	法第11条	法第9条	法第9条
目的	人とクマとの緊張関係の再構築	人的、農林業被害の防止	生息数及び生息範囲の抑制
猟法	銃猟	許可を受けた猟法	許可を受けた猟法
期間	猟期(11/15～2/15)	許可を受けた期間	許可を受けた期間
実施主体	狩猟者	市町	市町

ア 捕獲上限数の設定

捕獲上限数は4月を始期とし、3月を終期とする年度単位で設定する。

各保護管理ユニットの次回モニタリングまでの捕獲上限数を設定し、捕獲上限数には幼獣や交通事故等による人為的な死亡数を含む（放獣数は除く）。

各地域における捕獲上限は、環境省ガイドラインを参考に設定する。南アルプス地域は捕獲上限割合 14.5%（自然増加率）、富土地域は推定生息頭数や人との軋轢の発生状況を踏まえ捕獲上限割合 5%に設定する。（表 13）

表 13－1 各保護管理ユニットの捕獲上限数

保護管理 ユニット	推定生息頭数 (中央値) (A)	捕獲上限 割合 (B)	捕獲上限数/年度 (C)=(A) × (B)	環境省ガイドライン の個体数水準※
南アルプス	441 頭	14.5%	63 頭	水準 4 (中央・南アルプス)
富士	102 頭	5%	5 頭	水準 2 (富士・丹沢)

※本県で設定する「南アルプス保護管理ユニット」及び「富士保護管理ユニット」は、環境省が広域で設定している「中央・南アルプス保護管理ユニット」（個体数水準 4）及び「富士・丹沢保護管理ユニット」（個体数水準 2）にそれぞれ属する。

【参考】表 13-2 環境省ガイドラインの個体数水準の応じた個体群管理

個体数 水準	個体群管理の方針
1	■目的：保護【捕獲上限割合】総個体数の 3%以下 狩猟禁止。捕獲が必要な場合は、可能な限り非捕殺的対応を行うことで、捕殺数を最小限にとどめる。
2	■目的：保護 【捕獲上限割合】総個体数の 5%以下 ■目的：管理 【捕獲上限割合】自然増加率以下 捕獲上限割合を 5%以下とするが、人との軋轢が恒常的に発生するなど管理の強化が必要な場合は、第二種管理計画において、捕獲上限割合を自然増加率以下で設定してもよい。狩猟は、鳥獣保護管理法施行規則第 10 条において捕獲等が禁止されていない限り可能であるが、狩猟と許可捕獲等の総数は捕獲上限割合の範囲内に収めるように努める。
3	■目的：管理 軋轢を軽減するために個体数管理を行い、個体数水準 3 を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。
4	■目的：管理 中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理するため、個体数水準 4 を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準 3 まで下げる必要がある場合は、個体数水準 3 を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。

※クマの自然増加率は、平成 22 年度自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター, 2011）で示された自然増加率（中央値 14.5%）が参考に示されている。

イ 捕獲上限数の運用

餌資源の状況等により、クマの人の生活圏周辺への出没状況の年変動は大きくなっている。また、本計画期間中においても、クマによる被害や分布域が大きく変わる可能性もあることから、捕獲についても柔軟な対応が必要となる。

このことから、捕獲上限数と実際の捕獲数に差が生じた場合には、翌々年度まで繰越し、複数年度間で捕獲上限数を運用する。(表 14)

表 14 【運用例】南アルプス保護管理ユニットの場合

年度	捕獲上限数	繰越分	捕獲上限数 (繰越含む)	捕獲数
2027	63 頭	—	63 頭	50 頭
2028	63 頭	13 頭 (2027 年度分 13 頭)	76 頭	70 頭
2029	63 頭	6 頭 (2027 年度分 6 頭) (2028 年度分 0 頭)	69 頭	50 頭
2030	63 頭	13 頭 (2028 年度分 0 頭) (2029 年度分 13 頭)	76 頭	80 頭
2031	63 頭	-4 頭 (2029 年度分 0 頭) (2030 年度分 -4 頭)	59 頭	—

ウ 狩猟によるクマとの緊張関係の再構築

本県では、1992(平成4)年から、狩猟によるクマの捕獲の自粛を要請している。

人とクマとの軋轢を軽減するためには、人とクマとの緊張感のある関係の再構築が重要となる。狩猟(銃猟)によるクマの捕獲は関係構築の有効な手段となることから、令和9年度から捕獲上限内においては狩猟の自粛は要請しない。(表 15)

表 15 狩猟の運用

項 目	内 容
区 域	県内全域
猟 期	11 月 15 日～2 月 15 日 (ニホンジカ、イノシシを除く狩猟鳥獣と同じ)
猟 法	銃猟(わなでの狩猟は法律で禁止されている)
捕獲数	各保護管理ユニットの捕獲上限数から許可捕獲等による捕獲数を引いた数を狩猟による捕獲枠として設定し猟期前に周知する。
その他	捕獲した狩猟者には、個体情報と DNA サンプルの提供を要請する。

エ 許可捕獲の実施

ゾーン区分別に許可捕獲の方針を定める。(表 16)

また、クマの行動に区分付けを行い段階に応じた対応を例示する。実際に対応を検討する際には、様々な条件(クマの実際の行動、出没場所、近隣施設の有無等)を考慮する必要があることから示した対応に限定するものではない。なお、問題個体と判断された場合には、速やかな問題個体の排除を行う。(表 17)

表 16 ゾーン区分別の許可捕獲の方針

ゾーン区分	許可捕獲の方針
コア生息地	・ 人身被害の発生が懸念される場合 (有害捕獲) ・ 農林業被害が発生している場合 (有害捕獲)
緩衝地域	・ 人身被害の発生が懸念される場合 (有害捕獲) ・ 農林業被害が発生している場合 (有害捕獲)
管理強化区域	・ 人身被害の発生が懸念される場合 (有害捕獲) ・ 農林業被害が発生している場合 (有害捕獲) ・ 個体数の調整を行う場合 (個体数調整)
排除地域 (人の生活圏)	・ 人の生活圏にクマが侵入した場合 (有害捕獲)
排除地域 (伊豆管理ユニット)	・ 人の生活圏にクマが侵入した場合 (有害捕獲) ・ 伊豆管理ユニット内でクマが確認された場合 (個体数調整)

表 17-1 クマの行動による段階区分

段階	クマの行動	対 応
段階 1	・ 人の生活圏外(山林など)で目撃される、又は遭遇しても逃げる。	・ 記録
段階 2	・ 人の生活圏及びその付近で目撃される。 ・ 同じ地域で度々目撃される。	・ 追い払いの実施 ・ 対象個体の特定(目撃情報の収集やセンサーカメラ等によるモニタリング) ・ 誘引物の確認及び除去 ・ 被害リスクの把握、捕獲の検討
段階 3	・ 人の生活圏に現に出没している。 ・ 人家付近に頻繁に出没する。 ・ 農作物等への被害を発生させる。 ・ 特定の場所(生ゴミ等)に執着する。	・ 対象個体の捕獲を実施 ・ 誘引物の確認及び除去

表 17-2 環境省ガイドラインにおける問題個体の定義

次の①②のいずれかに該当する個体を問題個体と定義し、問題個体については、クマの行動がエスカレートして人身被害につながるおそれがあることから捕殺することが適当であると考えられる。

区分	内容
①	排除地域に出没している個体（排除地域のごく近傍の場所にいる個体、排除エリアへの出没を繰り返してきたと考えられる個体など、排除エリアへの侵入の蓋然性が大きい個体である場合も含む。）
②	これまでに人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産業への経済的損失を発生させた個体といった直接的な被害を発生させた個体、及び人につきまとうなど直接的な危害を与える可能性が高い個体であって、現時点では排除エリアにいない個体

オ 錯誤捕獲の防止

近年、ニホンジカ、イノシシの捕獲強化に伴い、ニホンジカ等の捕獲用のわなに誤ってクマが捕獲される「錯誤捕獲」の発生件数が増加している。錯誤捕獲は意図しないクマの捕獲であり、捕獲された際には原則放獣する。

ただし、クマが興奮している等の麻酔従事者の安全が確保できない場合、捕獲場所での放獣が適当でない排除地域及びその周辺で捕獲され別の放獣先が設定できない場合等、安全に放獣を実施できず人的被害の発生のおそれ等がある場合には許可捕獲による捕殺を認める。

また、次の取組により錯誤捕獲の発生を防止する。

- ・くくりわなの直径制限等の遵守
- ・錯誤捕獲を防止する仕様のわなの検証及び導入の検討
- ・錯誤捕獲が頻発した地域でのニホンジカ等のわなによる捕獲の一時的な自粛

(2) 生息環境の整備

ア クマの生息環境の保全（コア生息地）

国有林を管理する林野庁や森林部署とも連携した針広混交林化の推進や生態系に影響を及ぼすニホンジカの管理強化によりクマの生息環境を保全する。

また、コア生息地に指定している鳥獣保護区等を引き続き指定(更新)する。

イ 人の生活圏への侵入防除や人馴れ・定着の防止

人の生活圏にクマが侵入する要因としては、子が親から離れる分散期に新たな生活圏を求めて移動したクマが意図せず人の生活圏に侵入してしまうケースや養蜂や柿などの果樹に誘引されて侵入するケースが本県でも発生している。

人の生活圏への侵入や人馴れ、常態的な被害の発生(定着)を防ぐため、侵入が

想定される経路の藪の刈り払い、人家・集落周辺に設置している養蜂箱等の誘引物の防除、放置果樹の除去などを市町、地域等に啓発し、環境整備を進める。

(3) 農林業被害の防除

林業における樹皮剥ぎについては、施業者においてテープ巻き等による防除を行うとともに、被害が軽減されない場合は有害捕獲を実施する。

農業被害については、被害に遭いやすい農畜産物情報の普及、電気柵による防除を、市町、農業協同組合等を通じて地域、農業者に啓発する。

(4) 普及啓発

ア 県民や本県を訪れる人への正しい情報の発信

本県では、山間部にクマが生息していることは知られているが、人の生活圏に接する山林等(低山)にもクマが生息していることはあまり知られておらず、山を訪れる人の対策も十分には行われていないことも多いため、クマの目撃情報とクマへの対処の正しい知識を広く県民や本県を訪れる人に啓発を行う。

イ 子ども世代への環境教育の推進

環境教育を通じて、子ども世代への正しい知識の普及と人とクマとの共存を考える機会を創出する。

(5) 人材育成

クマの生態や対策等の専門知識を有する県・市町等の職員、クマの捕獲技術を有する狩猟者や捕獲従事者の育成を行う。

(6) モニタリング

科学的・計画的なクマの保護・管理対策を推進するとともに、県民等に適切な情報を発信するため、計画的なモニタリングを実施する。(表 18)

表 18－1 本計画内におけるモニタリング計画

調査項目	調査内容	実施時期
目撃情報の収集	県内市町から寄せられた目撃情報を収集し出没マップを県ホームページに公開する。	通年
捕獲記録の収集	捕獲された個体の情報(捕獲日時、場所、体重、体長、性齢等)を収集する。	通年
DNA 試料収集	捕獲された個体から、肉片、歯根、体毛等の DNA サンプルを収集し解析する。	通年
食性調査	採取した糞や捕獲個体の胃内容物を採取し食性分析を行う。	通年
堅果類豊凶調査	秋の出没に関わる堅果類の結実調査を実施する。	8～9月
カメラ モニタリング	管理強化区域や生息情報が少ない地域(伊豆地域を含む)でカメラを設置しクマの生息動向を調査する。	通年
生息頭数の推計	南アルプス地域及び富土地域において生息密度調査を実施し県内の生息頭数の推計を行う。	表 18-2

表 18－2 本計画期間における生息頭数の推計調査の実施計画

計画期間	計画年次	調査内容・見直し
2027(R9)年度	1年目	—
2028(R10)年度	2年目	(環境省が中部地域で生息数調査を実施予定)
2029(R11)年度	3年目	南アルプス地域での生息密度調査
2030(R12)年度	4年目	富土地域での生息密度調査
2031(R13)年度	5年目	—

8 計画の実行体制

(1) 県

ア 計画の策定・対策の検証

- ・県内におけるクマの科学的・計画的な保護・管理を行うため、第二種特定鳥獣管理計画を策定し関係機関と連携して対策を行う。
- ・モニタリング等により対策を検証し必要な見直しを行う。

イ 生息実態の把握

- ・モニタリング調査等を通じて県内におけるクマの生息実態の把握を進める。また、調査等により得られた情報は、関係機関と共有し、クマの保護・管理対策の基礎情報として活用する。

ウ 情報発信・注意喚起

- ・市町等から寄せられる目撃情報のわかりやすい発信に努める。
- ・県内のクマの状況や遭遇時の対応等について、メディアや関係機関の広報媒体等も活用し情報発信を行う。
- ・秋季においては、堅果類の豊凶調査を基にした注意喚起を行う。

エ 出沒・捕獲対応

- ・人の生活圏付近に出沒があった際には、市町等の関係機関と連携し、出沒状況の把握に努めるとともに、広く注意喚起を行う。
- ・市町が捕獲対応を行う際には、捕獲許可を行うとともに、市町に対し必要な助言、支援を行う。
- ・県内での捕獲数を管理し、捕獲上限数を適切に運用する。

オ 市町の支援

- ・市町職員を対象にした研修の開催、各種マニュアルの作成、捕獲に係る備品の貸出し及び市町の取組への財政的な支援を行う。

カ 狩猟者・捕獲従事者の育成・確保

- ・これから狩猟免許を取得する県民や学生向けの狩猟の魅力を伝えるセミナーの開催や免許取得後のフォローアップ研修の開催、野生鳥獣の捕獲技能習得を目的とした研修の開催等により、狩猟者及び捕獲従事者の育成・確保に取り組む。

(2) 市町

ア 出沒対応

- ・人の生活圏付近に出沒があった際には、現地確認やパトロール等により出沒状況の把握に努めるとともに、市民への注意喚起を行う。
- ・被害発生のおそれがある場合や個体数の調整を行う必要がある場合には、関係機関と連携し捕獲を行う。

イ クマを出沒させない環境整備

- ・人の生活圏にクマを出沒させない環境整備（緩衝帯整備、誘引物の除却、農作物等の防除等）について、地域住民や農業団体等と連携して対策に取り組む。

(3) 警察

- ・人の生活圏への出沒時には、市町が行う捕獲等に当たり、交通規制、周辺住民の避難・誘導に連携して対応する。
- ・クマが人の生活圏に出沒し、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には警察官職務執行法に基づく対応を行う。

(4) 狩猟団体・狩猟者

- ・狩猟団体は、保護・管理の担い手として、第二種特定鳥獣管理計画の必要性及び内容を理解したうえで、県又は市町等の要請に基づき必要な措置（捕獲従事者の確保への協力等）を実施する。
- ・狩猟者は、人とクマとの緊張関係を再構築するため、猟期においては狩猟によるクマの捕獲を行う。
- ・狩猟者は、クマの生息動向等のモニタリングのための捕獲個体の情報や DNA サンプルの収集に協力する。

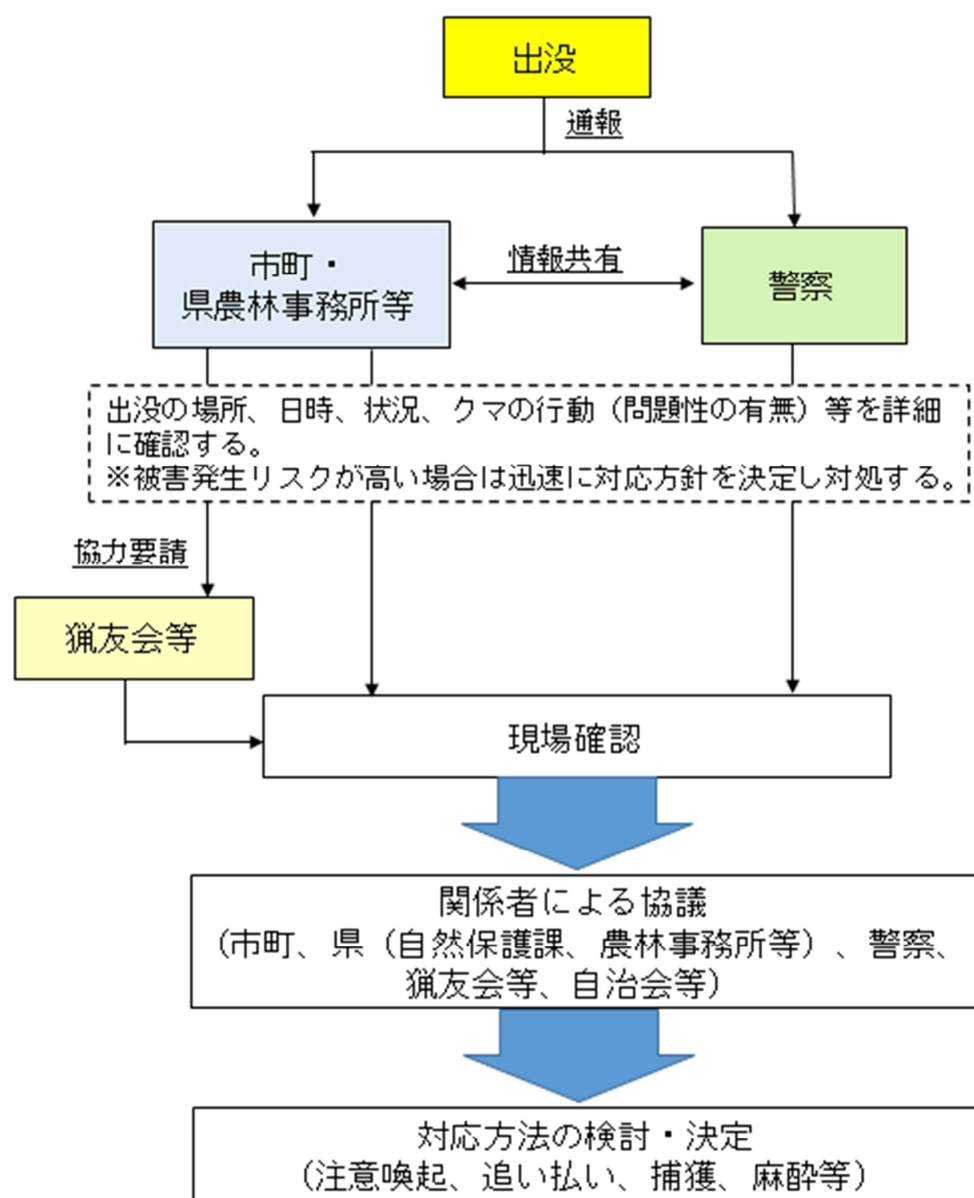
(5) 農林業関係団体・農林業者

- ・農林業被害の軽減のため、自ら必要な防除対策を行うとともに、関係団体においては会員等に対して防除対策の普及啓発を行う。

(6) 大学・研究機関などの専門家

- ・県や市町と連携し、専門的な立場から必要な助言、調査協力等に取り組む。

図7 クマ出没時の初動連絡体制の例



9 近隣県との連携

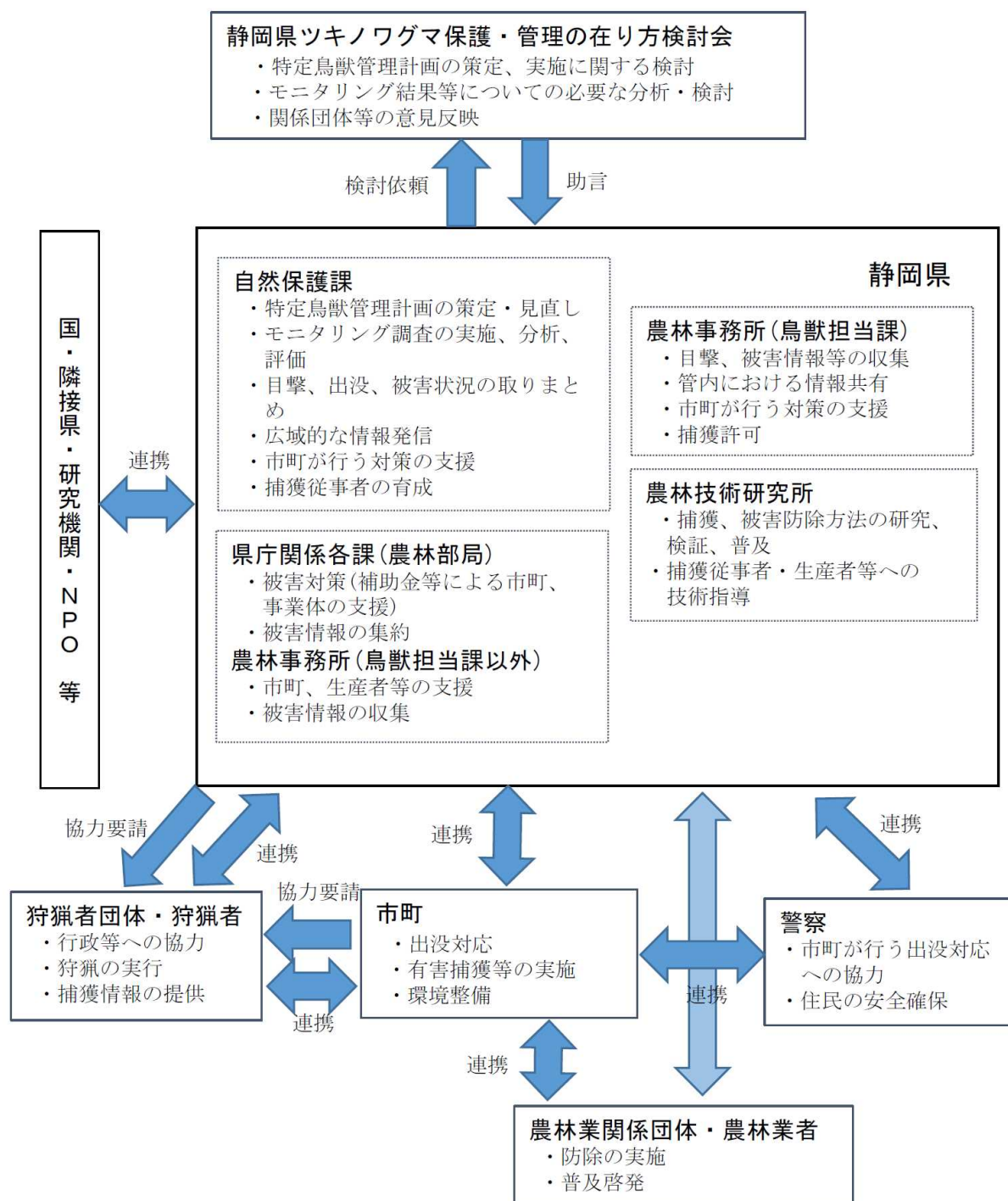
クマは行動圏が広く、都道府県の行政界を超えて行動しているため、環境省が定める保護管理ユニットにおいては都道府県を跨いだユニットが設定されており、本県は「富士・丹沢」保護管理ユニット及び「中央・南アルプス」保護管理ユニットが関係している。(表 19)

環境省が定める保護管理ユニットに基づき広域的な保護管理を実施することが望ましく、隣接県とは、各県が実施している調査結果や捕獲状況の共有等の連携を進める。

表 19 環境省の保護管理ユニット

保護管理ユニット	関係都道府県	環境省ガイドライン 個体数水準
富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2
中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県	4

図8 特定鳥獣管理計画の実行体制図



第二種特定鳥獣管理計画 (ツキノワグマ) の策定について

令和8年7月10日

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課

第二種特定鳥獣管理計画とは

第二種特定鳥獣管理計画は、鳥獣保護管理法第7条の2に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、都道府県知事が定める。

計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

計画の目的

静岡県に生息するツキノワグマの科学的及び計画的な保護・管理により、クマの分布域拡大の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るとともに、県内の地域個体群を安定的に維持することで、人とクマとの軋轢を軽減しつつ共存することを目的とする。

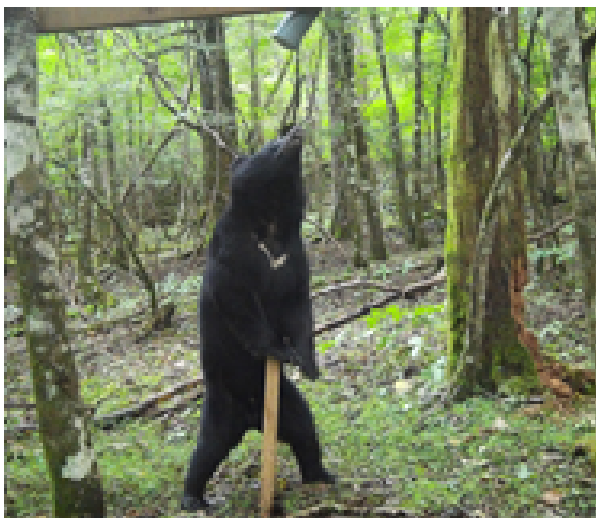
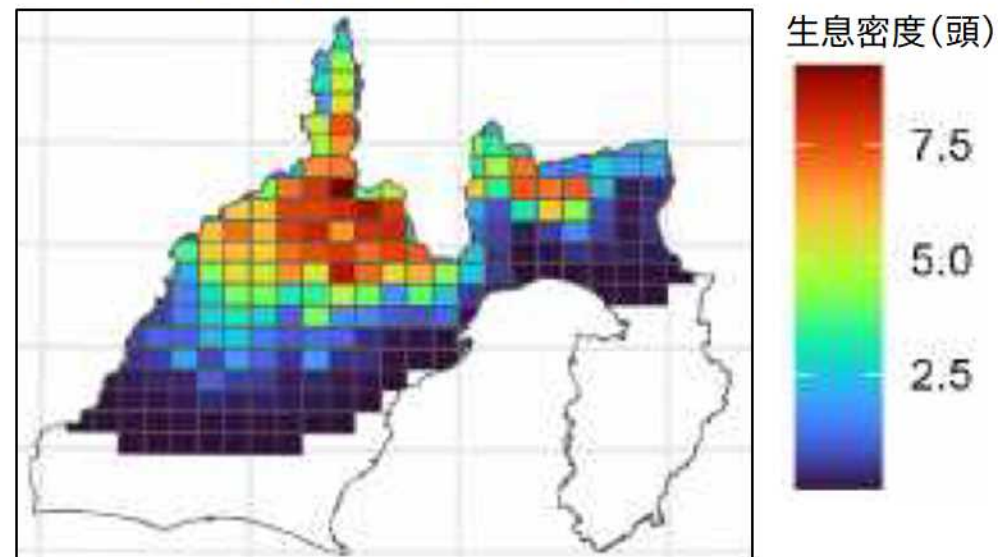
静岡県内の生息数

令和6年度に生息数の推計調査を実施し、県内全域の生息頭数は543頭（中央値）と推計

【生息頭数の推計値】

個体群	推計値(頭)	中央値(頭)
静岡県全域	386-738	543
富士	68-146	102
南アルプス	301-611	441

県内の生息密度(5キロメッシュ)

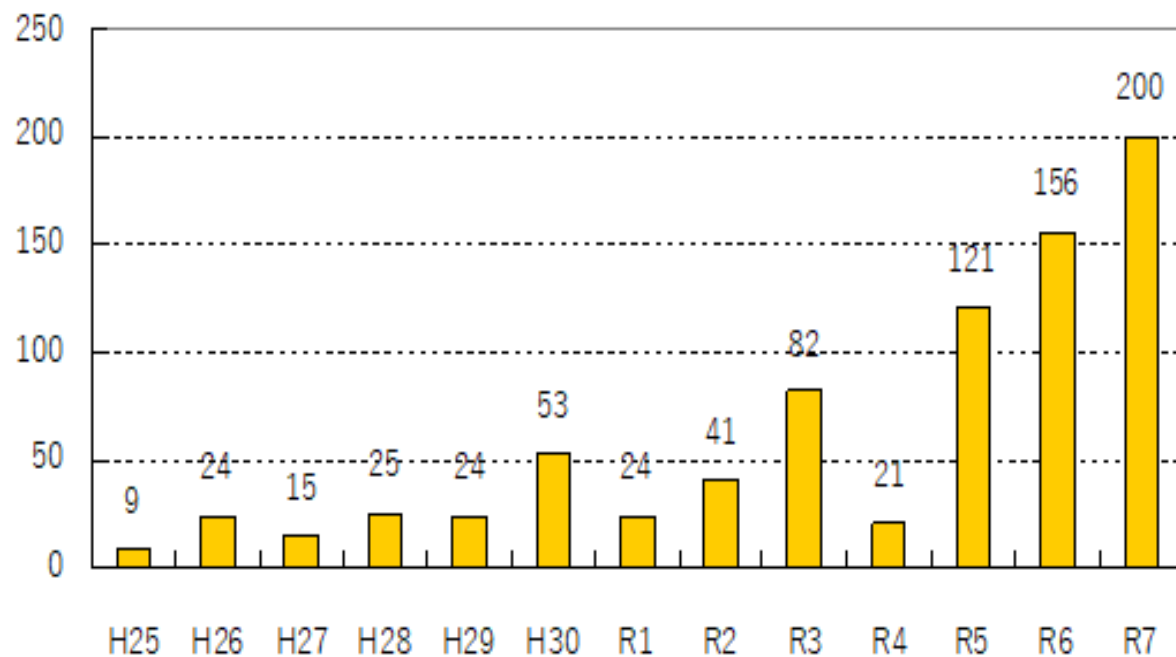


◀ 調査で撮影されたツキノワグマ

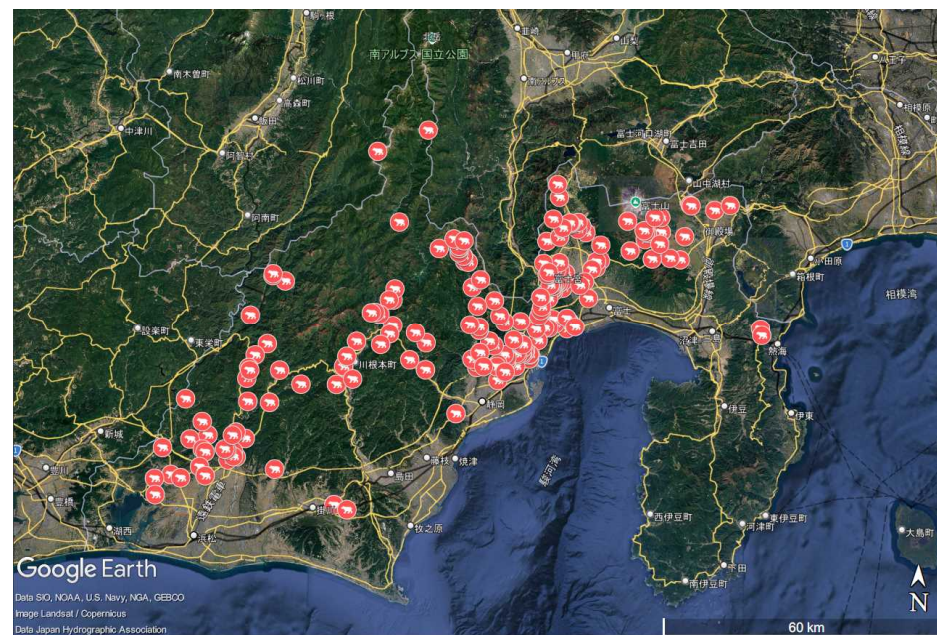
目撃・出没の状況

- ・令和5年度以降、目撃数は増加傾向。令和7年度は200件となり、統計を開始した平成25年度以降で最多
- ・近年、これまで生息が確認されていなかった伊豆地域での捕獲(R3, R5)や中遠地域では市街地への出没(R7)も発生

目撃数の推移 (H25～R7)



R7クマ出没マップ

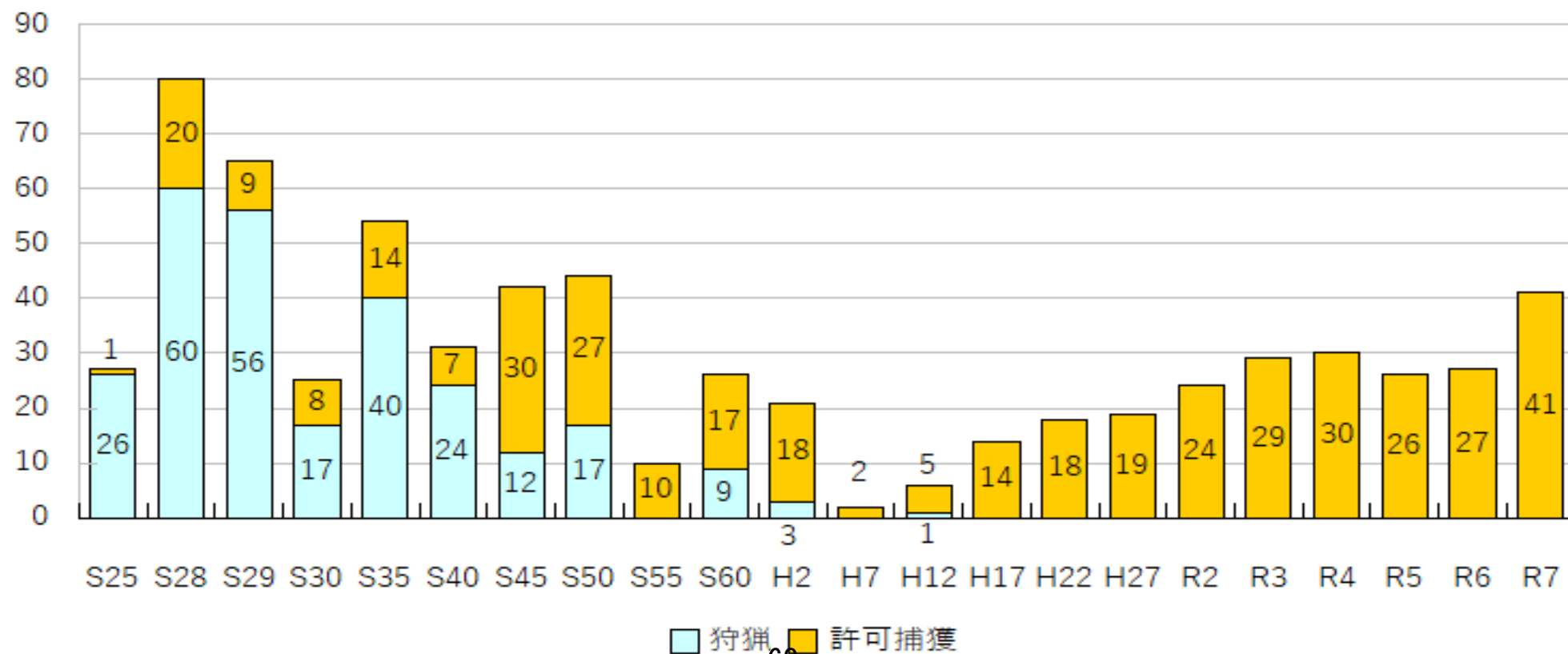


※目撃情報には、見間違いの可能性のある目撃も含まれる

捕獲の状況

- ・ 1992(平成4)年度以降、県内でのクマの狩猟は自粛
- ・ 現在は、南アルプス地域において、例年20～30件の許可捕獲（林業被害防止）を実施
- ・ 人的被害の発生のおそれ等がある場合には、事案ごとに許可捕獲を実施

静岡県の狩猟・許可捕獲数の推移



被害の状況

- ・ 人身被害：統計のある2005(平成17)年度以降、7件(8名)の人身被害が発生
- ・ 林業被害：南アルプス地域で恒常的に発生（防除及び捕獲を実施）
- ・ 農業被害：養蜂・養鶏を中心に散発的に発生

県内における人身被害の状況

時期	場 所	状 況
H17.4	富士宮市猪之頭	男性1名が河川付近にいるクマに遭遇し負傷
H17.7	静岡市葵区田代	登山中の男性2名がクマに遭遇し負傷
H20.10	富士市大淵	きのこ狩りの男性1名がクマに遭遇し負傷
H24.10	小山町須走	きのこ狩りの男性1名がクマに遭遇し負傷
R3.8	浜松市天竜区水窪町地頭方	猟犬に餌やりにきた男性1名がクマに遭遇し負傷
R3.10	小山町生土	農作業中の男性1名がクマに遭遇し負傷
R4.7	静岡市葵区田代	有害捕獲用のはこ罠を見回りにしていた男性1名が子グマが掛かった罠の付近にいた親グマに襲われ負傷

計画に定める目標

県内の現状を踏まえ、4つの目標を設定し、目標達成に向けた方針・対策を計画でまとめる。

目 標	内 容
①分布域拡大の抑制	人の生活圏付近及び伊豆地域への分布域の拡大を抑制する。
②人の活動域における人身被害ゼロ	人家や農地がある人の生活圏及び林業従事者等が活動する山林での人身被害をゼロにする。
③個体群の安定的な維持	県内の南アルプス及び富土地域個体群の安定的な維持を図る。
④農林業被害の軽減	林業被害や農作物の被害を軽減する。

順応的管理

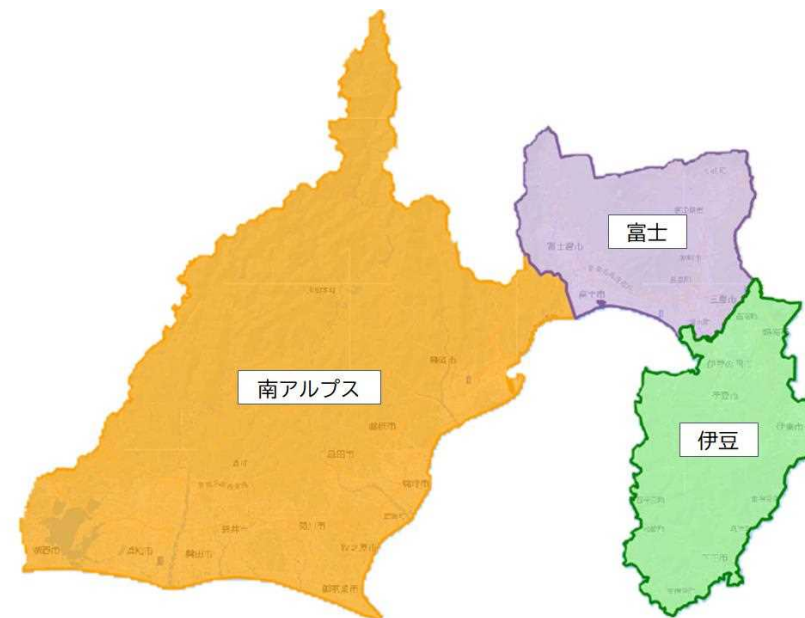
- ・令和6年度から、学識経験者や関係団体で構成する「静岡県ツキノワグマ保護・管理の在り方検討会」を設置し、対策の検討、施策評価等を実施
- ・モニタリングによりクマの生息動向の把握に努め、施策が適切であるか評価・検証し、計画を修正していくPDCA サイクルに基づく順応的管理を行う。

PDCAサイクルに基づく順応的管理

<u>特定鳥獣管理計画</u> ・保護・管理の目標設定 ・個体群、被害管理等の方針 ・モニタリング方針 等	<u>施策の実行</u> ・個体群の管理 ・生息環境の整備 ・農林業被害の防除 ・普及啓発 ・人材育成
Plan(計画)	Do(実行)
Action 改善)	Check(評価)
<u>特定鳥獣管理計画の見直し</u> ・状況変化等による見直し(随時) ・中間見直し(計画期間3年目) ・改定(計画期間5年目)	<u>モニタリング</u> ・捕獲情報等の収集 ・個体数の推計 等 <u>検討会での評価・検証</u>

保護管理ユニットでの個体群管理

- ・クマの生息状況等を踏まえ、3つの保護管理ユニットを設定
- ・各ユニットで管理方針を定め、具体的な対策を検討・実施



保護管理ユニットと管理方針

ユニットの名称	範 囲	管理方針
南アルプス 保護管理ユニット	県西端から富士川までの地域	個体群の安定的な維持と人との軋轢の軽減
富 士 保護管理ユニット	県東端から富士川までの地域 (ただし、伊豆管理ユニットを除く。)	個体群の安定的な維持と人との軋轢の軽減
伊 豆 管理ユニット	沼津市のうち狩野川以南の地域、熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、賀茂郡、田方郡	クマの定着の防止

ゾーニング管理

- ・クマの生息地の自然環境及び人の土地利用状況を踏まえ、コア生息地、緩衝地域、排除地域の3つのゾーン区分を設定
- ・緩衝地域の中でクマの定着を防ぐ地域を「管理強化区域」に設定し、環境整備等の強化、個体数の調整を目的とした捕獲を実施

各ゾーン区分の定義と管理対策

ゾーン区分	定義	管理対策
コア生息地	クマの主要な生息地として生息環境の保全を図る地域	・針広混交林化の推進 ・生態系に影響を及ぼす二ホンジカの管理強化による生息環境の保全 ・鳥獣保護区等の指定 ・環境整備 ・個体数推計、分布域のモニタリング
緩衝地域 (コア生息地と人の生活圏との間)	人とクマの利用域が重なる、人とクマとの軋轢を防止する地域	・農林業被害の防除（有害捕獲を含む） ・環境整備 ・分布域のモニタリング
管理強化区域	緩衝地域のうちクマの定着を防ぐ地域	・環境整備 ・個体数の調整 ・生息動向のモニタリング
排除地域 (人の生活圏) (伊豆エト)	クマの侵入を排除する地域 (人家、農地等) 68	・環境整備 ・侵入個体の排除 ・伊豆管理エトへの侵入個体のモニタリング

ゾーニング管理のイメージ

ゾーン区分	コア生息地	緩衝地域		排除地域 (人の生活圏) (伊豆管理ユニット)
			管理強化区域	
イメージ				
人の活動例	レジャー(登山、釣り等)、山小屋	レジャー、林業、農業、狩猟、山菜採り		生活圏(民家、農地等)
個体群管理	・鳥獣保護区等の指定(維持) ・シカの捕獲強化 ・針広混交林化 ・個体数、分布域モニタリング	・分布域モニタリング	・生息動向モニタリング	・侵入個体の排除
捕獲方法	有害捕獲(人的、農林業被害)	有害捕獲(人的、農林業被害)	・個体数調整 ・有害捕獲(人的、農林業被害)	・個体数調整 ・有害捕獲(人的、農林業被害) ・緊急銃猟
環境整備	・誘引物の管理(山小屋等の生ゴミ、資材等)	・誘引物の管理(放置果樹、養蜂等)	・緩衝林帯の整備 ・藪の刈り払い ・誘引物の管理(放置果樹、養蜂等)	・藪の刈り払い ・誘引物の管理(放置果樹、生ゴミ等)
被害防除	農林業被害の防除			

計画策定までのスケジュール

- ・ 令和8年6月 環境審議会への諮問
- ・ // 7月 環境審議会鳥獣部会での審議①
- ・ // 7～11月 関係機関等との調整
- ・ // 11月 環境審議会鳥獣部会での審議②
- ・ 令和9年1月 環境審議会の答申
- ・ // 2月 環境省への報告
- ・ // 3月 第二種特定鳥獣管理計画の策定・公表

第5次野生鳥獣管理対策アクションプログラム（令和7～10年度）の概要

1 基本方針

（長期目標）（短期目標）
目指す姿
基本目標
生物多様性と自然環境の保全、持続可能な農林水産業の推進、人身被害の防止を図るため、人と野生鳥獣が共存する社会を構築する。

生態系への影響や農林水産業への被害が大きいため、捕獲や侵入防止等に重点的に取り組み、被害を軽減するとともに、人身被害を防止する。

- （1）生態系への影響の軽減（ニホンジカ等）
伊豆・富土地域の推定生息頭数 32,700 頭(R6)→7,000 頭(R10)
- （2）農林水産業被害の軽減（イノシシ等加害種）
農林産物等被害額 282 百万円(R6)→258 百万円(R10)
- （3）人身被害の防止（ツキノワグマ等）
人の活動域における人身被害発生件数 0 件(R6)→0 件の維持(R10)

2 取組方針と対策

（1）よりの確な現状把握の実施

ア 鳥獣の生態や生息状況の把握と情報共有強化

- ニホンジカの正確な生息頭数の把握 ○カモシカの生息状況の把握 ○カワウの生息実態の把握
- 近隣都府県との情報共有強化・対策の検討 ○ツキノワグマの生息実態調査・対策の検討
- 特定外来生物の生息状況の把握

イ 正確な被害実態の把握

- ニホンジカによる生態系への影響の把握 ○加害鳥獣による農林産物の被害実態の把握
- カワウによる水産資源の被害把握 ○ツキノワグマによる人身被害の把握

（2）捕獲と利活用の推進

ア 生態系に影響を及ぼすニホンジカの捕獲推進

- ニホンジカの管理捕獲の推進 ○ニホンジカ捕獲における市町実施の被害防止目的の捕獲との連携
- ニホンジカに対する狩猟規制や許可捕獲基準と規制の緩和

イ 農林水産業に被害を及ぼす加害種の捕獲促進

- イノシシの捕獲促進 ○加害鳥獣に対する狩猟規制や許可捕獲基準の緩和
- カモシカの加害個体の捕獲 ○カワウの捕獲促進

ウ 人身被害防止のための市街地等における捕獲

- 出沒対応への支援

エ 捕獲した鳥獣の地域資源としての利活用促進

- 捕獲個体の利活用促進 ○ジビエ利活用の促進 ○野生鳥獣肉の安全性確保

（3）被害地等での侵入防止対策の推進

- 農作物被害防止のための侵入防止柵設置等の促進 ○造林地における食害防止のための侵入防止柵等の整備
- ニホンジカに対する南アルプスの植生保護 ○カワウの追い払い

（4）生息環境対策の推進

- 野生鳥獣を寄り付かせず、出沒しにくくする環境づくり ○ツキノワグマの人の生活圏への侵入防止
- 多様な森林へ誘導するための森林整備の推進

（5）対策の実効性確保

ア 担い手の確保・育成

- 捕獲の担い手確保・育成 ○鳥獣被害対策を担う人材の育成 ○ツキノワグマ等出沒時の捕獲従事者向け研修の実施
- カワウの追い払いのための技術習得支援 ○林業の人材確保・育成

イ 技術の開発と新技術を活用した対策の促進

- ニホンジカの捕獲に係るDXの活用 ○野生動物の出沒等リスク評価
- 加害動物の行動特性に基づく防護柵の最適化 ○群れごと捕獲除去する技術の構築
- 複数の加害動物に有効な侵入防止柵による対策促進

効果的な対策に反映

実効性確保